

議事日程第2号

令和7年12月9日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

出席議員（11名）

議長 高山由行	2番 広川大介	3番 山田徹
5番 可児さとみ	6番 鈴木秀和	7番 清水亮太
8番 奥村悟	9番 伏屋光幸	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺幸伸	副町長 筒井幹次
教育長 奥村恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田敏寛
企画部長 岡本拓	民生部長 中村治彦
建設部長 早川均	教育参事兼 学校教育課長 高木雅春
総務課長 土谷浩輝	企画課長 萩曾弘太郎
まちづくり課長 栗谷本真	税務課長 丸山浩史
住民環境課長 金子文仁	保険長寿課長 日比野克彦
福祉子ども課長 繁纈泰浩	農林課長 大久保嘉博
上下水道課長 木村公彦	建設課長 古川孝
亜炭鉱廃坑 対策室長 有国敦夫	会計管理者 塚本政文
生涯学習課長 渡辺一直	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野浩士

議会事務局記
書 井上美佐子

開議の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さん、10番 大沢まり子さんの議席をそれぞれ変更しますので御了承いただきます。

また、中日新聞社様、岐阜新聞社様、ジャーナリスト井澤宏明様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 清水亮太さん、8番 奥村悟さんの2名を指名いたします。

一般質問

議長（高山由行さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

おはようございます。よろしくお願ひします。

今回は、通告書のとおり、リニア問題全般について1件です。過去の質問等と一部重複する部分もあるかもしれませんのが御容赦願います。

まずは、JR東海との交渉中断の原因となった瑞浪市大湫の水がれ問題について簡単に触れます。

JR東海は、9月12日、第12回の岐阜県環境影響評価審査会で、委員長の要請に基づき、これまでの経緯、原因、対策などを一旦整理した報告書を提出しました。その内容は、地下水

出を止めるためのトンネル周辺への薬液注入案は、参考とした鹿児島の北薩トンネルの事故例から、水圧の上昇を招き、将来的にトンネルに損傷を与えるリスクがあるとして、取りやめることとしました。また、リチャージ、これは地上から大量の水を供給して盆地全体の地下水を回復させようとする案ですが、これについても、断層や亀裂の多い岩盤を通じて、いわゆる水みちから流出する可能性が高く、地下水回復は難しいとの説明です。地下水回復の具体的対策は引き続き検討することですが、少なくとも短期的に地下水を回復することはほぼ不可能との結論です。

さて、今申し上げた瑞浪市大湫での現状も踏まえ、御嵩町のリニア問題について何点か質問いたします。

まず、JR東海との交渉状況と押山川橋梁工事について伺います。

JR東海との話は今どうなっていますか。どんな状況ですか。また、交渉再開の条件の一つである地下水対策についてめどが立たない中、交渉再開についてどのようにお考えですか。

前回の一般質問で、JR東海から県の審査会の報告は都度受けているが、話合いは行っていないとの答弁であったと思います。

10月に美佐野自治会宛てに押山川の橋梁工事説明会を11月9日に実施するお知らせが配付されました。この橋梁工事について、御嵩町は事前に説明、報告などを受けていましたか。

橋梁工事とはいって、橋脚等の掘削工事があり、発生土が出ます。リニアの橋梁工事において、令和5年8月、中津川市の第一木曽川橋梁工事で環境基準を超えるヒ素が検出されています。また、令和5年11月、恵那市の藤川高架橋工事でも環境基準を超えるフッ素が検出されています。要対策土が出るのはトンネル工事に限りません。橋梁工事にもあります。

この9月24日に、美佐野の本線トンネル予定地の地下約80メートルの事前ボーリングで環境基準を超えるヒ素が検出されたとの発表がありました。先ほどの中津川でのヒ素は環境基準の1.5倍、中津川でのフッ素は環境基準の1.5倍ですが、美佐野のヒ素の数値は環境基準の49倍です。正直びっくりする数字です。これまでリニア工事で環境基準を超える数字は数多く発表されていますが、基準値の49倍というのは私もあり記憶がない大きな数字です。要注意であると思います。

さて、この橋梁工事に伴う発生土の土壤試験は行われますか。発生土はどこに運搬され、どのように処分、活用されますか。押山川は可児川の支流です。万一のことがあれば、可児川を通じて町全体への影響も懸念されます。町民向け工事説明会実施の考えはありますか。この橋梁工事について、町としてのチェック、監視体制の考えがあれば教えてください。

次に、発生土置場について伺います。

工事ヤード、橋梁工事に続いて、次はトンネル工事となります。その前に発生土置場問題

を決着させないとトンネル工事には入れません。

まず、要対策土についてです。

昨年5月10日の発生土置場計画に関するJRとの協議方針において、要対策土は、現計画の町有地である候補地Bへの恒久処分については認められないとあります。候補地Aについては記載がありませんが、町長は、候補地Aでの恒久処分は、これまでのプロセスや審議会の経緯から、あってはならないこととの立場であると答弁されています。この考え方を町はJR東海に伝達されていますか。

2点目は、候補地A・Bは重要湿地に含まれるか否かです。これは含まれるということでフォーラムの中で決着している話ですが、町長は、重要湿地としての線引きがない以上、含まれるか否か回答できないと答弁されています。重要湿地に関するフォーラムは前町長時代ですが、過去の記録、職員からの説明で明確になっていると思います。候補地A・Bが重要湿地であると認識することが何か不都合でもあるのでしょうか。

ここで、候補地A・Bは重要湿地に含まれると認識された記録を改めて5件例挙いたします。

1つ目、令和5年3月21日の第6回フォーラム資料1回から5回のまとめ、御嵩町がまとめたものです。16ページ、置場計画は重要湿地に含まれると明確に書かれています。

2番、令和5年6月、JR東海の事後調査報告書3-11ページ、御嵩町フォーラムを進める中で、発生土置場計画地が環境省の選定する重要湿地に含まれることを認識したとJR東海も明記しています。

3. 令和5年3月の岡本議員の質問に対し、田中参事の答弁は、重要湿地の範囲について、押山川と木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地であるとの認識はフォーラムでお示ししたとおりでございますと答弁されています。

4. 令和4年11月22日、古田岐阜県知事記者会見。

いずれにしても重要湿地に含まれることが明らかになったわけであり、重要湿地群としてどのようにこの場所を保全していくかということについて、しっかり保全対策を見極め、これが適地と言えるかどうか、しっかりとした議論が必要ではないかと、置場としての適地か否かまで言及されています。

ちなみに、古田知事は平成24年、JR東海のリニア環境影響評価方法書に対し、リニアルートは重要湿地を回避するように慎重に検討のこととコメントをつけられています。重要湿地をまさに重要な場所と認識されているあかしです。

5. 令和5年2月7日、西村環境大臣の記者会見です。

残土の処分場候補地になっている美佐野ハナノキ湿地群は、絶滅危惧種のハナノキなどが集中的に分布しているところであります、いわゆる重要湿地に含まれておりますと明言されています。

このように、A・Bは重要湿地に含まれるということは明らかです。交渉相手であるJR東海も発生土置場計画地が重要湿地に含まれることを認識しておれば、町長、重要湿地の線引きがどうのこうのというのではなく、候補地は重要湿地であるとの前提で検討、交渉していただきたいと思います。

3点目は、健全土についてです。

町長は、候補地での健全土受入れを一切認めず、協議に応じないとはしない。JR東海と協議、協力しながら保全対策を進めるとの交渉方針を示されています。協議が1年半近くストップした状況で時間だけ過ぎていますが、具体的にどう進めるお考えですか。JR東海の案を待って判断するのも一つですが、受け身でなく、こちらから基本的な条件を示して交渉することは難しいですか。町長の言う環境保全を図りつつ、JR東海には最大限工夫とか改正を求めつつ、環境保全の部分について最大限配慮すること、改変エリアは最大限縮小することとの町長の考えをしっかり求めるべきではないですか。JR東海との交渉を通じてその内容を具体化して、関係者へ説明し、納得を得るよう進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さて、健全土について、配慮すべき事項は次の3点が重要です。

1つ目、発生土置場候補地は、法的な規制が生じないとはいえ、重要湿地に含まれること。

2点目、発生土は廃棄物ではないので有効利用しなければならないこと。つまり、単なる残土置場、処分場とすることは認められないこと。

3番、盛土の安全性は確保され、担保されなければならないこと。安全性のチェックはJR東海任せでなく、地方主導による安全性のチェック、監視体制の構築が必要であること。

この3点はJR東海との交渉のベースにしていただきたいと思っています。

さて、発生土に関し、少し視点を変えて4点質問させていただきます。

1点目、瑞浪市の例ですが、瑞浪超深地層研究所が掘削した研究坑道を埋め戻しましたが、まだ約9万立方メートルの容積が残っており、そこにリニアの残土を受け入れると発表されています。それに伴って、条例を改正し、残土受入れとして10トン車1台で1万9,600円、トン当たり2,000円の受入れ料を徴収するとなっています。

残土の処分には金銭が伴います。残土処分に関する金銭について、タブー視されているのか、あまり触れられていませんが、必ず出てくる話です。発生土は何十万トンなので、計算するというような話をするつもりは全くありませんが、町長、処分費用についての考えは何かお持ちですか。

2点目、瑞浪市の例もそうですが、砂利、陶土などを採掘した跡地に発生土をもって埋め戻すのが、発生土を出すほう、受け入れるほうともにワイン・ワインだと思います。この辺りには採掘跡への埋め戻しニーズが多くあります。残土を必要とするところへ持っていくのが有効

活用です。ぜひJR東海にこの案の検討を申し入れていただきたいと思います。

3点目、今、東海環状道路の土岐一可児御嵩インター間の4車線化工事が進んでいます。この周辺への交通アクセスの改善、企業進出を見込んでのことと推察します。実際に、可児市はインターチェンジ近くに工業団地を整備しました。御嵩町においても、グリーンテクノ、平芝工業団地の拡張を視野に、工業団地周辺への残土受入れによる造成を検討してはいかがでしょうか。

工業団地周辺の賸本を調べましたが、町有地が結構広く存在しています。今すぐというわけではなく、将来を見据えて検討する余地はあると思うのですが、いかがでしょうか。

4点目、新庁舎の造成工事における盛土材料としてリニア発生土を活用することも検討に値すると思います。発生土が出るタイミングと新庁舎における盛土工事のタイミングの問題もありますが、必ずしも一致を前提としなくても検討はできると思うのですが、難しいことでしょうか。

私からの質問は以上でございます。

最後に、質問事項を改めて簡潔に整理させてください。

通告書に記載のとおりですが、JR東海との交渉状況と押山川の橋梁工事について。JR東海との交渉状況、交渉再開はどうなっているのか。橋梁工事について、事前に説明、報告などを受けたのか。橋梁工事に伴う発生土の土壤試験を行うのか。橋梁工事に伴う発生土の運搬と処分、活用はどうなっているのか。橋梁工事について、町民向け説明会実施の考えはあるか。橋梁工事について、町のチェック、監視体制はいかがか。

2番目が発生土置場についてです。

候補地Aの要対策土処分に関する町の考え、すなわちあってはならないことと町長は言われていますが、これをJR東海に伝達したのか。候補地A・Bが重要湿地に含まれる認識に何か不都合があるのか。健全土置場計画の具体的交渉方針の考えは。

最後に、発生土についてです。

残土処分費に関する考えは何かありますか。残土を必要とする先への処分が有効だと思いますが、いかがでしょうか。工業団地の将来拡張を見据えた残土の受入れ検討はできないでしょうか。新庁舎造成工事における盛土材料としての活用はどうでしょうか。

全般を網羅した数多くの質問になりましたが、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

3項目13点について、答弁漏れのないようによろしくお願ひします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

御質問いただきました1点ずつお答えをしたいと思いますけれども、まず大きく1点目の御質問、JR東海との交渉状況、押山川橋梁工事についてお答えをいたしたいと思います。

瑞浪市大湫の地下水位低下問題につきましては、9月に開催されました県の審査会において、一連のまとめが報告書として提出されたところであります。

報告書では、水環境の保全に向けた検討として、水を地下に供給するリチャージや間伐などが示されたものの、湧水を止める根本的な解決策や代替措置について結論に至るものではありませんでした。しかしながら、事態の全容は明らかにされたと感じております。

こうした状況を受け、発生土置場に係る協議を一時停止した際に本町がJR東海に対して申し入れた4つの事項、1つ目、事実関係の明確化、2つ目として原因の究明、3つ目、対策の報告、4つ目、連絡体制の改善、これに対するJR東海の対応状況について、事務レベルでの確認作業をしているところでございます。現時点では再開の時期を決めていたわけではありませんが、まずは本町からの申入れに対するJR東海の見解を聞き、慎重に判断したいと考えております。

続いて、橋梁工事に関して、事前にJR東海から説明や報告を受けていたのかの質問でございますが、JR東海からは、橋梁の設計が固まり、工事ができる状態が整ったため、手続を進めていくこと、今回施工するのは橋梁のみで、現在協議を一時停止しているトンネル掘削による発生土置場計画に関わるものではないといった説明を地元説明会に先立ち受けました。その際、11月9日に地元説明会を開催する旨の報告も併せてあり、地元説明会においてもおおむね同様の説明がされておりました。

続いて、橋梁工事に伴う発生土の土壤試験、運搬処分に関する質問でございますが、JR東海からは、橋梁工事における掘削土は、同じ事業地内である工事施工ヤード造成に使われるほか、余った分は事業地外への搬出を予定している、事業地外への搬出が決まるまでは事業施工ヤードに残置するとの説明がありました。あわせて、事業地外へ搬出する場合は、受入先の基準に基づき重金属等の検査を行うとの説明もありました。

なお、事業地外への搬出につきましては、現時点では、発生土置場計画地への搬出はもとより、他の搬出先も含め、詳細の報告は受けておりません。

続いて、橋梁工事に関して、町民向けに説明会を行うかにつきましては、実施主体であるJR東海からは、広く町民向けに説明会を開催する予定はないと聞いております。これまでにも発生土置場に関する説明会は広く町民全体を対象として行ってまいりましたが、工事ヤード造成は地元自治会のみを対象として説明会を行ってきたため、今回もそのように対応されるという

ことでございました。一方で、対象とした自治会からの意見や質問しか受け付けないというわけではなく、他の町民からの問合せに対しても真摯に対応すると聞いております。

大きく1つ目の質問の最後、橋梁工事に対する町の監視チェック体制についてでございますが、町が置場協議の方針として打ち出しているものは、あくまでもトンネル掘削による発生土置場に関する監視チェック体制を今後構築していくものであり、今回の橋梁工事を対象とするものではございません。既に施工されているヤード工事と同様に、JR東海が責任を持って管理施工されるものと考えております。一方で、緊急事案発生時には、県も含めた沿線自治体の連絡体制が既に構築されておりますので、それに基づき、迅速に対応していくことになると考えております。

続きまして、大きく2点目の質問、発生土置場についてお答えをさせていただきます。

まず候補地Aの要対策土処分に関する町の考え方をJR東海に伝達したのかという質問でございますが、この町の考え方というのは、あくまでも仮定の質問に対する町の見解を述べたものでございます。これまで答弁してきましたとおり、JR東海から要対策土恒久処分に対する現計画以外の提案を受けたことはございません。提案を受けていない以上、本町からJR東海に対し、候補地Aの要対策土処分に関する見解を述べる必要はないというふうに考えております。

続いて、候補地A、Bが重要湿地に含まれると認識することが本町にとって不都合があるかとの質問でございますが、これまでの答弁の繰り返しになりますが、指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言できないと答弁しているものでございまして、何か不都合があるというものではございません。

大きく2つ目の質問の最後、健全土置場計画の具体的交渉方針についての御質問でございますが、本町の置場協議に臨む姿勢として、環境への影響を最小限に抑えるために、エリアの縮小による影響低減を見据えながら交渉していくことはこれまでにもお伝えしてきたとおりであり、JR東海にもその旨は伝えてございます。一方で、単なる改変エリアの縮小では行き場のない発生土が残るため、本町のメリットを追求するだけでは解決は困難であり、複合的な視点を持ちながら協議に臨んでいくこともこれまでにお伝えしてまいりました。

改変エリアの縮小に伴う現計画地以外での発生土受入れの実現性は、JR東海と町だけではなく、利害関係者や、区域を超えた場合には、その自治体との協議・合意一致により決定するものであり、本町の置場計画に関する協議方針への回答などを含め、JR東海との協議は今後これからになるため、現時点では容易に言及することは難しく、御理解いただきたいというふうに思います。

最後になりますが、大きく3点目の御質問、発生土についてのお答えをいたします。

まず残土処分費に関する町の考え方についての御質問ですが、本町では、瑞浪市のような建

設発生土を処分するための施設を所有しておらず、受入れに必要な規定も整備されておりません。発生土を平場の造成に活用するよう計画されているものでございます。以上のことから、処分費を受け取るといったことは今のところ考えておりません。

続いて、残土を必要とする他の処分先に運搬するほうが有効なのではないかという質問について、本町といたしましては、発生土を平場の造成に活用する現在の計画について、JR東海との協議を進める一方で、他に発生土を活用し得る候補地があれば、そちらへの搬出を拒むものではないと考えております。しかし、さきの答弁の繰り返しにはなりますが、現計画地以外での発生土受入れについては、JR東海と本町だけではなく、他の利害関係者との協議・合意により決定するものであり、安易に言及することは難しく、御理解いただきたいというふうに思います。

最後に、工業団地の将来拡張を見据えた残土受入れの検討や新庁舎造成工事における盛土材料としての活用の検討についての御質問につきましては、工業団地拡張に関しましては、これまでにそのような計画はされてきておらず、一から計画を進めるのであれば、適地調査を行い、地元土地所有者との協議、詳細な設計等々、必要となる検討項目は多岐にわたります。すぐに結論が出るものではなく、発生土の活用候補として進めるのは難しいというふうに考えております。

新庁舎への活用については、新庁舎造成に土が必要であることは周知の事実でございまして、発生土の活用も検討には値するものというふうに考えております。

以上で私からの答弁を終わります。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

全体の答弁として、1年半前に交渉をストップしてから一歩も進んでいないという感想でございます。1年半何していたのという感じで、大変残念に思っております。

最後のほうのいろんな提案をしたのは、これからまだ3年間橋梁工事も続くわけで、トンネル工事が始まるのは3年後です、恐らく。時間はないわけじゃないんですね。だから、検討しなきやいけないんです。何か検討しない、しないばかりを言われるので、非常に残念に思っています。

個別の質問をちょっとします。

まずJR東海の交渉状況と押山川の橋梁工事についてですが、橋梁工事から出る土って、町長、聞かれていますか。2万立方メートルです。相当大きな量ですよね。それを今の工事ヤー

ドに入れて、恐らく余るでしょう。余るときに検査をすると初めて言っているんですが、検査ってそういうものじゃなくて、出たときに検査しないとそれが要対策土か健全土か分からぬじやないですか。それを一回工事ヤードに埋めてしまって、もうそうすると何が埋まっているかはつきり言って分かりませんよね。やっぱり掘削したときに検査をするというのが大原則だと思うんですけど、どうなんでしょうかね。美佐野トンネルルートで、先ほどの土壤試験の結果が49倍だったと、ヒ素が、申し上げました。49倍という数字は、いわゆる土対法でいう第二溶出基準と言われるもの30倍の数字を超えた非常に大きな数字です。橋梁工事に伴う発生土にもし要対策土が入っていれば、そこに埋められてしまうわけですから、ヤードに、これは要対策土を受け入れないという基本的な町の方針とそぐわない、合わないものだと思うんで、やはり土壤試験を掘削したときに行うべきだということを申し入れていただきたいと思うんですが、それはできませんか。

議長（高山由行さん）

答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

置場Bにこの要対策土を恒久処分するという現在の計画を認めないというのが本町の要対策土に係る協議方針であります。

今回の橋梁工事に関しましては、法的に土壤試験の義務が生じるものではなく、また、本町が排出先の利害関係者でもございません。行政という立場である以上、事業者であるＪＲ東海に何かしらの行為を求めるには、やはり法的な関係性や利害関係等、何らかの根拠が必要だというふうに考えております。さらには、沿線他地区、他工区においても、同様の状況下で土壤試験を行っているものはないというふうに聞いております。こうした状況を考えますと、町からＪＲ東海に対して土壤試験の実施を求めていくというのは困難なことかというふうに思っております。一方で、地元自治会からそのような不安の声があったということは町としても把握しておりますので、それを踏まえた上で、地元住民が安心できるよう、丁寧な施工をしていただくようＪＲ東海には伝えてまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

先ほど、だんだん答弁が後退するのでちょっとびっくりしたんですけど、町の方針は、候補

地Bに要対策土を受け入れない、これは明確にしていますけど、Aについても、過去の流れから、それはしませんともう町長はずっと何回も御答弁されているわけですから、ということは、あってはならないこととおっしゃるということは、工事ヤードだって同じようにあってはならないことなんですよね、要対策土を受け入れるというのは。要対策土か要対策土じゃないのかは、これは検査しないと分からんんですよ。だから、すごく難しいことを言っているわけじやなくて、もし法的になければ、お願ひをすればいいと思うんですね。やはりみんな心配しているから、JR東海さん、発生土の、橋脚の土壤の試験をしてくださいと、これだけのことじやないですかね。それを嫌というならそれはもういかんともし難いんですけど、JR東海といふのは、工事の安全、環境の保全、地域との連帶を重視してリニア工事をやるという3大目標がある。これに正しく載っている地域との連携を重視するということですので、申入れをしてください。ぜひお願ひします。どうでしょうか、申入れしていただけますか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問でございますけれども、ちょっと前提として、確認行為ですけれども、ヤード造成に関しましてでございますが、既に環境保全計画書が策定をされておりまして、それに基づいた保全措置が実施されております。

具体的には、工事に伴う排水は沈砂調整池にて沈砂を行い、必要に応じて中和処理等を行う管理となってございます。また、押山川では、年1回の重金属等を含めた水質検査が実施されております。こういった措置を通じて、引き続きJR東海において責任を持った管理施工がなされていくものというふうに考えております。

ただ、繰り返してございますけれども、先ほど、地元自治会からそのような不安の声があつたということは町も把握しておるところでございますので、それを踏まえた上で、住民が安心できるよう、丁寧な施工をしていただくようJR東海にはお伝えしてまいります。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

安心するためには検査さえしてもらえばいいんです。検査して健全土であれば、みんな安心するわけですよ。そんな難しいことではないので、確かに法的にやる、やらないの問題は、はっきり言つてはっきりはしていません。やらなきやいけないというのはないのかもしれませんけど、こういう環境であり、かつ49倍という環境基準を超えるデータがもうすぐそばで出て

いるわけですよ、美佐野のところでですね。49倍って、これは本当に大きい数字なんですね。ですから、それを踏まえて、心配しているから検査をしてくださいということは何ら、普通であればできることだと思いますので、どうでしょう、もう一回聞きます。お願いくらいはできませんか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

前段申し上げたとおりでございますけれども、法的に土壤試験の義務が生じているものではございません。また、本町が排出先の利害関係者でもございません。そういう意味で、行政という立場である以上、事業者であるＪＲ東海に何らかの行為を求めるという部分については、やはり法的な関係性、利害関係者等、何らかの根拠が必要だというふうに考えております。

先ほど来申しておりますように、当然こういった声があったということは把握しておりますので、そのことについて、ＪＲ東海には丁寧な施工をいただくよう伝えてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

橋梁工事についての、先ほど申したとおり、要対策土って、中津川でも恵那でも出ている。出ているということはどういうことかというと、検査をしたんですよ。だから、それが法的にやるべき検査だったかそうでないかは僕もそこまでは承知していませんが、ともかく橋梁工事に伴う工事で発生土の中に要対策土が含まれていたというのがもう発表されているわけですね。ですから、美佐野のこの橋梁工事に伴う検査をして、発生土に対して、要対策土はなかつたのかあったのかということをやることをお願いすることは、何らの別に、何かすごく難しい話でもないし、法を犯すような話でもないし、できると思うんですけど、どうですか、もう一度聞きます。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えは特に変わりませんので、そういう自治会からの声があるということをしっかりと伝えていくということになりますし、発生土から出た土というのはあくまでもヤード内にとどまっておる部分でございますので、そこから搬出される場合についての検査体制という部分につ

いては、通常と同じ検査という形になってまいりますので、そこでしっかりと検査をし、搬出するということは当然のことだというふうに認識はしております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

工事ヤードから持ち出すときでは遅くて、もうそこに埋められてしまったらもう二度と分からないということですので、持ち出すときでは遅い。掘削したときに調べる、これはもう当然だということを改めて申し上げておきます。

2つ目、行きます。

重要湿地についてですが、先ほど私何点か、過去の大蔵の答弁とか、知事の答弁とか、御嵩町でまとめたフォーラムの結果の形で、重要湿地に含まれると、もう何点も明確に書かれていたのを説明したんですけど、町長が答弁した中に絶対あるはずだろうと思って探しましたら、令和5年9月の岡本議員に対する答弁ですか、それで、資料も添付しましたので確認いただいていると思いますけど、発生土置場候補地が重要湿地に含まれると町長自ら答弁されております。それは確認いただけましたか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問についてお答えをいたします。

当時の資料についても見まして、有識者の見解を基にそのような認識が示されておりますが、あくまでも有識者の見解によりエリアの認識を資料として残しているものというふうに認識をしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

回答の意味がよく分かりません。

ここに町長の答弁が書いてあります。環境省や有識者への確認を得て、リニア発生土置場計画地が重要湿地に当たるとの認識であると町長が言っておられるので、この計画地は重要湿地に当たるという認識ですよねという質問です。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

改めてですけれども、当時の発言につきましては、有識者の見解を基にそのような認識を示したものでございまして、先ほどから申し上げているとおり、指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言ができないということを申し述べているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

断言はしていただかなくて結構ですけど、候補地A・Bは重要湿地に含まれるという認識ですか。もう一度聞きます。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

繰り返しになりますけれども、当時の発言につきましては、有識者の見解を基にそのような認識を示したものでございます。指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言できないということでございます。これの繰り返しになります。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

何でそんなに自分の発言を抵抗、違っている違っているというのか全く読めないんですけど、ここにもうちゃんと書いてあるんですけど、これ以上何を言ったら町長はこれを認めるんですかね、候補地A・Bが重要湿地に含まれるということを。

では聞き方を変えまして、JR東海は候補地A・Bが重要湿地に含まれると認識していますよね、明確に報告書に書いてありますから。いかがですか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問でございますけれども、特に認識を改めるとか、認識が間違っているとか、そういうことではございませんでして、JR東海が申しているということも含めて、有識者の

見解を基に、その見解による認識を残したものでございまして、あくまでもその見解が断言できぬということにとどまっているということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

町長、ちょっと答弁が違うんですけど、要するにJR東海が候補地A・Bは重要湿地に含まれると認識していると文書に書いてあるんで、それは承知しておられますねということです。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

文書として書かれている内容については承知しております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

JR東海が認識しているわけですから、町も当然に認識して交渉すればいい話であって、JR東海が認識しているのに、こちらの受け入れるほうが認識していないという必要が何であるんですか。その質問です。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

認識している、していないということでいえば、書かれていたものは当然認識はしております。ただ、それが環境省の指定するものとして断言ができないということを申しているところでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

環境省、確かに線引きはないと言っているのは、それは僕も知っています。確かに線は書いてないですよ。だから、その線は書いてないけど、候補地A・Bはその中に含まれている。これは皆さんもう言っている、これは環境大臣も言っているんですよね。その文章も僕、資

料として添付していますので、環境大臣のコメントもちゃんと読まれていますよね。確認です。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

はい、拝見しております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ここまで言って候補地A・Bが重要湿地に含まれないということはないだろうと思いますので、ここまでにしておきます。

もう一点、発生土の有効活用についてちょっと確認をしたいんですが、前回、私の質問で、有効利用しなければいけませんよというのを前回も質問して、今回も入れているんですけど、そのとき、町長の答弁が、建設発生土は、再生資源として利用促進に努めることが求められており、要するに利用しなきゃいけないよと、これは認識しておられるわけですね。発生土の活用先として現在の計画エリアを候補地としていることから、法律の趣旨に沿った再生資源としての利用促進が図られているものと考えると、こういう文書が残っているんですけど、発生土の活用先として、今の計画がどういう有効利用をされているのか僕には分からんんですけど、要するに谷の底に土を埋めて盛土するだけですね。何をもって有効利用と町長はおっしゃっているんですか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

質問にお答えしたいと思います。

この置場計画の中で発生土の有効活用という部分がございますけれども、平場のスペースを造っての有効活用という形になってまいりますが、その置場の形状であるとか、その大きさは協議の深度化によって決まってくるものでございまして、具体的な活用方法等について、今後、JRとの協議の中で定めていきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

活用方法は全く決まっていないわけですから、それをどうして有効に活用されているとおっしゃるのか、そこが分からぬんです。

もう例えば、そこを何かに利用するとか、町としてこういう活用をするとか、JRがこういう使い方をするからとかではつきりしていればいいんですけど、全然ないわけですね、今の段階で、はつきり言って。ないですよね、具体的な活用方法は。だから、なかつたら活用していないんで、活用方法が決まるまでそれは許可してはいけないんじやないですか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

今後の協議の進捗の次第になってまいりますけれども、活用についても、今、現時点での明確な、具体的なという部分というよりも、それということとともに、将来にわたってこの土地を活用していく計画でありますと。ただし、その内容については、その大きさ、形状、ある程度具体的なものが協議の中で定まってきた段階でしっかり検討していきましょうという、これも有効活用だというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

有効活用するのは町ですか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

その点につきましては、町独自の場合もあるかもしれませんけれども、担うところがあって、そちらと連携しながら進めていくということも考えられるかと思いますが、今後の検討になってまいります。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

1つだけお約束していただきたいんですけど、あくまでも有効利用ですので、有効利用がはつきりしないうちに、先々有効利用するから許可しますというのは絶対にやめてくださいね。過去も何か先々こういうのにやりますからといって、八百津線の例もそうですが、土地を買

ったんですけどそのままです。そういうふうに、やったけど、その後、実際に言ったように利用されないという事例がないわけではないので、特に今回のような場合は、はっきり有効利用が決まらないうちにその許可をするしないという、有効利用が決まらなければ当然許可しないということでおよろしいでしょうか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

今後協議してまいりますが、御意見として承っておきます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

リニア工事に関する情報提供に関して、先ほど押山川の橋梁工事の話をしましたけど、多分橋梁工事があると知っている人って非常に少ないと思うんですね、町民の方でも。トンネルを掘るのはみんな昔から聞いていますので知っていますけど、橋梁工事があると知っていましたか、どうですか皆さん。200メートルの長さもあるんですよ。意外と低いんですよ、橋から下がですね。もし上のほうで何かあったときに大丈夫かなというちょっと感じを、工事説明会での資料を見せてもらって思ったんですけど、今回の押山川の橋梁工事について、JR東海は次月、美佐野に対して説明会をしましたけど、御嵩町にはない。一応役場のほうには説明が事前にあった。それは手続上の問題であったということですけど、トンネル工事があることすら知らない方もいたりするんで、もう少しリニアに関する情報開示を、説明会をしろとまでもう、それはやるのにこしたことはないんですけど、そうでなくとも、例えばホームページの中で、リニアの工事進捗というような1ページを設けて町民に開示していくべきだと思うんですけど、その辺の考えはないですか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問についてお答えいたしたいと思います。

町民への周知に関しては、当然必要なことだというふうに認識をしておりますので、内容や性質について、都度精査をしていくものというふうに考えております。

このリニア中央新幹線の事業に関して、これまで町のホームページ等で継続的に周知を続けてまいりました。今回の橋梁工事に関する情報につきましても、同様にしっかり掲載を

して周知を図っていきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

改めて近隣の状況というのをお話ししますけど、可児市とか多治見市、瑞浪市、要対策土の対応、発生土の対応、もうこれは十分了解されていると思いますけど、3市とも要対策土は持ち出しをしています。それから、健全土については、いわゆる砂利を取った後とか、そういう処分場に持っています。つまり、処分場として受け入れるほうは受け入れたいし、持っていくほうも持っていくということで成立しているわけですけど、御嵩町だけは処分場でもないところに、森で盛土をして、有効利用とおっしゃっていますけど、まだ有効利用の案がないわけですから、そういう意味では処分場になってしまふと思うんですけど、という状況ですので、御嵩町への環境負荷を最小限にするようにやっぱり町長としても考えていただきたい。それはぜひＪＲ東海とも協議していただきたい。

向こうから提案があるからどうのこうの、ないからどうのこうのじゃなくて、例えば要対策土は、もう町長がおっしゃっているとおり、受入れがあつてはならないとおっしゃっているわけですから、もうそれは工事ヤードにしてもしかりですけど、受入れがあつてはならないというスタンスで臨んでいきたいと思うんですけど、どうでしょうか。そういう、いわゆる御嵩町への環境負荷を最小限にする対応でＪＲ東海と協議していくという基本的な考え方よろしいでしょうか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるような御意見というのも様々、いろんな説明会あるいは審議会等の中でお聞きしている内容でございます。そういう声があることと当然重々承知しております。それを踏まえて、熟考した上で公表したものが協議方針でございます。当然その中にもそういったことに配慮して協議に臨んでまいりますということをしっかりとうたってございますので、その協議方針に沿った形でしっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

最後に1つだけお願ひします。これから受入れ協議が進んでいく中で、町長の考える、いわゆる守らなきやいけない絵図、ここは譲れない、ここは譲れる、協議していくというのを、町長の腹の中にはあるのでしょうか。その辺、具体的な考えがもしあれば教えていただきたいと思うんですけど、お願ひします。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御意見ありがとうございます。

当然こういうふうに進めていきたいという思いはありますけれども、いかんせん協議事項の内容のストレートのところに入つてまいりますので、その部分を含めてしっかりと協議をし、少しでも先ほどのいろんな配慮ができる形に整うよう努めてまいりたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

非常に心配しているのは、交渉をストップしてから1年半ももう経過して、もうすぐ、間もなく5月で2年になってしまふ。要するに、すごく放置していたように思われてしまうのは非常にやっぱり嫌ですよね。JRからの申出を待つだけでなく、町長の思いはあるでしょうか、やっぱりそれは逆に、先へ、ここまでこうですよ、それをベースに言ってきてくださいねという交渉もできると思うんですよ。ぜひその方向で進めていただきたいなというふうに思っていますが、どうでしょうか。そんな考えはありますでしょうか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

協議に臨む方針的なものになりますので、今後進めていく中では、しっかりとこちらの思いを伝え、そして調うようにしっかりと協議をしていくということに、これは変わりませんので、その思いの中で、町の皆様方の御意見、あるいは審議会での内容、そして協議方針に基づいてしっかりと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ぜひそのような方向でお願いしたいのと、あとやはり適時適切に報告なり、相談というのはあまり期待できないのかもしれないんですけど、報告なりはしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（高山由行さん）

これで鈴木秀和さん的一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出、またパネル使用について申出がありましたので、これを許可いたします。

11番（岡本隆子さん）

それでは、お許しをいただきましたので、本日、私は大きく2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

1点目は、公民館の現状の課題と今後についてということでございます。

私は、今後の公民館の在り方について、今から8年前の平成29年第4回定例会一般質問で取り上げさせていただきました。その内容は、公民館に携わっておられる現場の声をお聞きしながら、当時でも公民館利用者、講座の主催者、講座の参加者、同好会などどれも減少しているという現状を踏まえ、今後は社会教育法の枠から外すことも選択肢の一つではないかと質問をいたしました。当時、副町長は、公民館活動の実績は質、量ともに県内でもトップクラスにあり、高い評価を得ている。また、公民館役員や生涯学習課職員で先進地の視察研修も行った結果、現状の社会教育法に基づく公民館運営で支障はないとの御答弁でございました。

私は現在、議員枠で運営委員として中公民館に関わっておりまして、現在の館長、主事が今期で辞められるということで、後任の方を推薦する選考委員会に所属しております、この原稿を書いていたときは選考に苦慮していました。そして、現在もまだそれは解決していません。館長や主事を引き受けいただける方がなくて、本当に役員の成り手不足を痛感しております。

その原因としては、社会情勢の変化により60代、70代前半でも仕事を持つておられる方が非常に多いということ、仕事を持つておられない方は既に幾つもの役を引き受けておられ、これ以上は受けられないという声が多かったこと、館長に関していえば、学校運営協議会やそれに伴う学校グラウンドの草刈り、地域学校協働本部、研修会など、研修会は違いますね、充て職がとても多く、正直にこれだけ充て職があると伝えれば、一体どなたが館長を引き受けてくだ

さるのだろうかと思いました。主事には充て職はないものの、これまで役員をずっと担ってこられた方々の相次ぐ役員辞退や高齢化により、今おられる役員の中から主事を選ぶということも容易ではないということもよく分かりました。

また、運営に関しても、自治会からの公民館委員の減少で担い手が不足している状況や、自治会加入率の低下などで協力金の減少などという状況もあります。

公民館を取り巻く状況は8年前とは大きく変わってきてていると思います。とはいって、このような厳しい状況においても、館長をはじめ、役員の皆さんや事務職員が中心となって、夏祭りや公民館祭りをはじめ、数々の行事をこなしておられる姿に頭が下がる思いがいたしました。

また、4地区各公民館がそれぞれの地域の独自性を發揮して公民館ごとに個性ある取組をされていることにも改めて深い敬意を表しますとともに、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

さて、公民館とは何かということで、以前にも述べましたが、公民館の歴史についてひもといてみました。

公民館は、荒れ果てた郷土を復興し、民主主義の根づいた社会をつくるために生み出されたもので、地域の総合的社会教育施設として、戦後間もない昭和21年7月5日付の文部次官通牒、公民館の設置運営についてにより設置が提唱され、その後、昭和24年の社会教育法の制度によって法的に位置づけられているものでございます。その目的は、社会教育法及び各市町村が定める公民館設置条例に基づき、各種学級講座や講習会等の実施のほか、図書等を設置し、広くその利用を図るとともに、各種団体、機関の連絡調整を図ることとしています。

法的な整備と併せ、全国各地に公民館が設置され、昭和30年代には、農村の過疎化や都市の人口急増による都市問題の発生などを背景とし、こうした課題を解決する力を身につける場としての公民館への期待が高まり、教育機関としての公民館としての性格が強まっていきました。その後、昭和50年代から昭和60年代にかけては、生涯学習の重要性が叫ばれるようになり、経済発展を背景として、余暇時間の増大に対応する生活の質的な向上を実現するための生涯学習を主に実施してきました。平成10年代には、国の地方分権一括法による社会教育法の改正等に伴い、公民館は、自主的な活動、学習活動の支援のほか、地域づくりに関わる活動支援や地域連帯意識の向上等に寄与することが求められるようになってきました。

近年は、社会情勢の変化や生活環境の変化に伴い、公民館は、多種多様な生涯学習の場としての役割に加え、地域住民による自主的な地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割が期待されるようになってきました。そのために、生涯学習だけでなく、福祉や子育て、防災など広範な地域づくりの活動拠点として運営するため、公民館を地区センターなどの社会教育法の制約のない施設とし、所管を教育委員会から首長部局に移す自治体が出てきました。近隣では、美濃加茂市がいち早くその取組をしています。多治見市も同様だと聞いておりますが、

美濃加茂市では、平成23年に生涯学習センターと各地区の公民館を社会教育法の法適のない誰でも自由に使える施設としています。社会教育法の制約がないということは、民間事業者が研修や営利目的の催事などの利用もできるし、あるいは政治目的の利用などもできるようになるということでございます。

民間事業者が利用できるようになった生涯学習センターについては、美濃加茂市では、移管以前に比べて施設利用者が倍増したとのことです。加茂野交流センターや山之上交流センターではマルシェが開催されています。また、可児市では、平成30年から市内14か所の公民館が地区センターへと移行しました。それにより利用者の減少に歯止めがかかり、増加に転じたようですが、現在は人口減以上の割合で減少している、利用者ですね、との報告も聞いております。

平成29年頃であったと思いますが、可茂町村議会議員研修で小規模多機能自治の講演を聞きました。超高齢化している地域が交流センターを拠点として自主組織を立ち上げて、地域の課題をどのように解決していっているのかということを島根県雲南市の事例を中心にお聞きしました。

雲南市の事例では、地域自主組織の取組として、高齢者の見守りを行政と協働で行う、学童保育や預かり保育、地域住民が作ったパンを売るなど、住民活動支援、生涯学習、福祉の3機能を備えた地域づくりの展開が交流センターや自主組織の事業として実施されるということで、多くの示唆を受けました。

御嵩町においては、活発に公民館活動を展開されていますが、先ほどから述べましたように、自治会加入者の減少や役員の成り手不足などの厳しい現状の中で、今まま行事をこなしていくことは難しくなってきているのではないかと思います。各公民館任せでよいのでしょうか。

町内4地区の館長や事務職員の皆さんにお会いして話を伺ってまいりました。どなたも口をそろえて、今後、今までは続けられないと言われます。行事を見直す、合同で行う、充て職を減らすなどを考えていかなければ続けるのは難しいと感じました。

また、町長との懇談会で地区センターにしてほしいという意見も出たとお聞きしましたが、規模を縮小して今まがいいと言われる方も多いように思いました。

館長が言われたわけではありませんが、館長についていえば、現在月3万円という報酬が出ていますが、これだけ充て職が多く、ほとんど毎日公民館に顔を出しておられる館長さんを思えば、個人的にはもっと報酬を上げられないものかと思っています。

また、事務局の体制も見直しが必要かと感じます。以前に質問した8年前よりは確実に高齢化が進み、社会情勢が変わってきています。今後、現在と同じ形態でよいのか、あるいは社会教育法の枠を外して首長部局へ移行したほうがよいのか、公民館の在り方についてどのように

していくのか、時間をかけて、公民館役員や部員さんたちでなく住民も交えた、先進地を研究しながらじっくり議論していく必要があるのではないかでしょうか。行政のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

岡本議員よりいただきました公民館の現状の課題と今後についての御質問にお答えいたします。

御質問では複数の重要な点に触れられておりますので、全般的な観点から整理してお答えします。回答に当たりましては、内容をより分かりやすくお伝えするために、幾つかのテーマごとに見出しを設けて説明させていただきます。

初めに、公民館の現状と役割についてです。

公民館は、地域住民が集い、交流、学習する重要な場であり、多様なイベントや講座を通じて地域文化や伝統の継承に努めています。地域住民のつながりを強化し、若者の地域定着を促すなど、多角的な視点から地域活性化に寄与していることが特徴です。地域の特性やニーズに応じたイベントやワークショップの提供、運営体制の改善により、地域交流の推進に取り組むことが重要と考えています。

21世紀御嵩町教育・夢プラン第4次改訂では、生きがいと共生を目指した社会教育の推進が方針として掲げられ、公民館講座、行事の支援、地域ボランティアや同好会を支援した地域子ども教室の充実、同好会の育成などが実践事項としてされています。

御嵩町には4つの地区公民館が設置されており、世代を超えた交流の場として、各種団体の活動や同好会、講座を通じた学びの場を提供しています。各公民館では、それぞれの地域特性に応じた活動が展開されています。また、地域と子供たちをつなぐ活動も活発に行われており、例えば夏祭りの計画段階から子供たちが参加し、大人と協力して祭りをつくり上げています。子供の頃から地域や大人と関わることは、地域への愛着や郷土愛を育み、多様な生き方を尊重しつつも地域とのつながりを大切にする人材の育成に寄与すると期待されています。

2点目に、活動実績と運営体制の課題についてです。

現在、定期的に館長主事会及び公民館事務職員会を開催し、各公民館の活動実績や課題について意見交換を行っています。こうした意見交換を通じて、1つの公民館で開催された行事が他の公民館の参考となり、新たな行事の企画、開催につながる事例もあります。また、参加者が伸び悩む行事については、共同開催の検討など協力体制を強化し、地域活性化の強化に努め

ています。

御指摘のありました館長としての充て職が多いという点につきましては、幾つかの充て職があることについては認識しております。

各公民館の活動は、質、量ともに現状で充実していると認識しておりますが、さらなる活性化には自治会の協力を含むマンパワーが不可欠です。しかしながら、町内の自治会加入率が低下していることから関係者の負担が増加し、人手不足が大きな問題となっています。館長、主事は、職業的立場というよりもボランティア的要素が強く、仕事や家庭などの時間調整が可能な方が就任する傾向にあります。また、公民館役員は経験豊富な方が多い一方で、後継者の確保が重要な課題となっています。部員構成は各公民館で異なるものの、自治会からの協力が得にくい点は共通の問題です。このような人材不足の状況を踏まえ、困ったと嘆くのではなく、限られた人数で事業を継続的に調整、見直ししながら、地域住民にも喜ばれる活動内容の模索を重ねています。加えて、自治会の負担軽減も重要な検討課題となっています。

なお、事務職員は全地区公民館で会計年度任用職員のみを配置しており、正職員の配置はありません。会計年度任用職員が事務処理の大部分を担っており、その負担が非常に大きいことも認識しております。

3点目に、公民館制度改革の動向と検討事項についてです。

全国的に公民館の数は減少傾向にあり、人口減少や施設の老朽化に加え、地域住民のニーズの多様化が背景となって公民館の運営形態の見直しが進んできています。その中でも、特に公民館を地区センター化する動きが注目されています。

地区センター化のメリットとしては、営利目的の事業が可能になることで施設の多様な活用が促進され、稼働率の向上や施設の有効利用が期待できる点が上げられます。しかし一方で、営利目的の増加が地域団体の利用を制限し、地域の多様なニーズに応えにくくなる懸念も存在します。

現時点では、本町の公民館活動は活発かつ円滑に推進されているため、地区センター化は検討しておりません。また、地区センター化が人手不足の解消に直結するものではないと認識しています。今後、地区住民から地区センター化の要望が増えた場合には、地域活動拠点としての施設活用の観点から、慎重に検討材料の一つとして取り扱ってまいります。

最後に、今後の展望と考え方についてです。

現在、館長、主事を対象とした研修会を開催し、公民館活動の先進事例の学習や情報交流、意見交換の場を設けています。今後もこのような学びの機会を積極的に継続していく方針です。また、館長主事会や公民館事務職員会も引き続き開催し、公民館の情報共有を促進することで連携の強化を図ってまいります。

自治会加入率の低下に伴い、公民館協力金は減少傾向にあります。町としては各公民館への財政支援も今後も継続していく予定です。さらに、必要に応じて先進地の事例を研究し、その成果を広めていくことを通して公民館活動の充実と発展に努めていく考えです。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきますので、お願いいいたします。

まず、現在も館長、主事を対象とした研修会や情報交換や意見交換の場、そして積極的に学びの機会を継続していくということなんですが、以前、4地区公民館の館長や主事、役員、事務職員さんを対象に公民館大会というのが開かれていたというふうにお聞きしましたが、公民館大会については何か御存じでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

本町の公民館大会は、平成17年度から令和元年度までの15年間、毎年開催されておりました。特に平成19年度から令和元年度までは4つの公民館が持ち回りで大会を担当していました。ただ、大会の継続については、公民館の関係者から幾つかの課題が出ていました。例えば4年に1度の開催とはいえ、公民館へかかる負担が大きくなっていること、また4つの公民館の活動成果が評価され、全国公民館表彰も受けるなど一つの区切りを迎えたこと、さらに新型コロナウイルスの感染拡大も影響し、令和元年度の上之郷公民館での大会を最後に中止することが決まりました。

大会は中止されましたが、その代わりに、発表や交流の場として令和4年度からは、社会教育委員も加わり、公民館職員・社会教育委員研修会が開催されています。これからは、この研修会で引き続き情報交換や交流の場を図っていきたいというふうに考えております。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

令和4年度からは社会教育委員も交えた、公民館大会に代わるそういうものが開かれているということなんですね。館長なら館長、主事なら主事だけじゃなくて、いろんな方が集まられた中で情報交換、先進地事例の学びの機会なんていうのもその場ではあるのでしょうか。その社会教育大会ですか、そういう場も、今、今後も積極的に情報交換や学びの機会を継続していくと言われているわけですが、その社会教育大会がそういう場の一つになるという認識でいいですか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

公民館職員・社会教育委員研修会がそういう場にもなりますし、館長主事会の中とかでも、先進地事例とかについては、あれば生涯学習のほうから情報提供はさせていただいておりますので、引き続きいろんな場で情報提供はしていきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

そういう場があるということは今後もぜひお願いしたいと思います。

また、館長、主事、事務職員さん、役員さんなどで何か、先進地といつても地区センター化しているところが先進地とは限らないので、そういう先進地の研究や、そして視察などもぜひ今後検討していただけるといいのかなと思います。

非常に現在公民館の置かれている状況も認識してくださっており、行政としてもしっかりと相談に乗ったり、アドバイスしたり、先進地事例を研究したり、情報交換の場をつくったりなど取り組んでおられるということなので、そこをしっかりとお願いしたいと思います。

そして、これとは別に、館長の件についてお伺いします。

まず、館長の充て職ですけれども、館長会とかそういうのは充て職ではないというのは認識しました。

館長の充て職ということで、学校運営協議会が年に3回掛ける小学校、中学校があります。それから、地域学校協働本部会が年3回ですね。そのほかに商工会の夏祭りのボランティアで準備、そして本番、その後、後片づけなどそのほかもです。これは教育委員会は、生涯学習は関与していないとは言われますが、小・中学校の草刈りというのもあります。これは地区によってどうも形態が違うようですけれども、非常に夏の暑い時期の草刈り、相当な負担だと思っています。

私は、各公民館の館長から聞き取りをしたときに、どの館長からも、誰一人として、とても負担だとか、愚痴っぽい話は何もされていません。しかし、館長の仕事に関しては、周りの人たちが館長は相当えらいよということを、どなたも口をそろえて言われます。

中公民館でいいますと、館長としての行事準備、それから会議、それが年間27回ありました。それは出席しないといけないですね。そのほかに館長主事会や館長会があるわけです。そこまで責任ある館長としての仕事ですから、それは当然出なければいけないと思いますけれども、そのほかにさっき言いました充て職の仕事が年に10回、それから草刈りなどをしないといけない状況です。

今、館長の手当、先ほども言いましたけど、月3万円、主事が月1万5,000円と聞いていますけれども、いつからこの金額なのか教えてください。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

公民館長の報酬につきましては、平成5年4月から月額3万円となっております。公民館主事の報酬は、同じく平成5年度から月額1万5,000円となっております。30年以上にわたりまして報酬額が据え置かれているため、報酬の引上げについては検討の余地があるかなというふうには考えております。今後、状況を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

検討していただけるということなので、そこに期待したいと思います。

私も30年以上も報酬が据え置かれているということにちょっと驚きました。館長は、職務のほかに、先ほども言いましたが充て職が幾つもあります。なので、館長としての仕事の分についてはいいと思うんですけど、充て職があってこの報酬では、もう誰も本当に成り手がない、よく知っている人ほどなりません、館長にはなっていただけないという状況です。本当に早急に考えていただきたいということを切にお願いをします。

最後に、私は今回、公民館長、主事を選考しなければならないということで、あちらこちらにお願いに回っているわけですけれども、本当にどなたからも一言の文句といいますか、そういうことを聞かれませんでした。本当に驚きました。そして、館長さんは、どなたも誠心誠意

館長という職務に向き合って全うしておられる姿に本当に頭が下がる思いがしています。そんな中、選考委員長として回っている中で、改めて館長の仕事の大変さを実感しています。今回の質問の中には上げていませんので、お願ひですが、参事も考えていくと言っておられますので、そのところを期待して、この件についての質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2問目に入ります。

最初に、議長にお許しいただきましたので、まずこのマークを御覧ください。

これは耳マークといいまして、このマークを御覧になった方は多いのではないかと思います。役所や病院以外のコンビニなどでも最近は見かける機会が増えてきて、あちらこちらで見かけるようになってきました。これは、聞こえない、聞こえにくいことがある人がその状態を周囲に伝え、筆談やゆっくり話すなどの配慮を求めるためのシンボルマークです。このマークが誕生してからはや半世紀になります。このマークは、耳に向かって音が集中して入る様子を矢印で表現しているのだそうです。マーク考案者の人は、残っている聴力で一心に言葉を聞こうとする姿をデザインしたと述べられているそうです。今後もこの耳マークの普及に伴い、私たちにとって暮らしやすい社会が発展していくことを願って質問をいたします。

2番目の質問です。聴覚検査の実施と聞こえに困っている人の支援。

聴覚によって脳への音刺激や情報量が減少すると、脳の萎縮や神経細胞の働きが弱まり、認知症の発症リスクを高めると考えられています。また、難聴はコミュニケーションを困難にし、孤立感や抑鬱につながることもあり、これも認知症リスクを高める要因となります。このことから、難聴は認知症の大きなリスク要因であり、聴力検査で早期に難聴を発見し、補聴器で聞こえを補うということが認知症予防に役立つ可能性があります。加齢性難聴など、現時点での治療が難しい場合でも、補聴器の使用によって聞こえを補い、認知症予防や生活の質の改善が期待できます。聴力の低下は、認知症やフレイルの原因になることが指摘されており、自治体によっては聴力検査を早期発見の取組の一環として位置づけているところもあります。

そこで質問です。

後期高齢者のすこやか健診時に聴力の検査はできませんか。

2点目ですが、聴覚障害は身体障害の中で最も多い障害と言われながら、社会的には認知が遅れている障害であります。

民間団体である日本補聴器工業会では、欧米諸国の民間団体と協働して難聴者の実態調査を継続的に実施しており、その最新版Japan Trak2022は、日本の難聴者的人口比率を10.0%と報告しています。つまり10人に1人という割合になります。私の周りでも聞こえづらいと感じている方は何人もいらっしゃいます。

難聴者が音声によるコミュニケーションから取り残されることなく、聞こえる人と同様に情報を得るには、1つには聴覚補償があります。これは、補聴器や人工内耳などで聞こえを補う方法です。

もう一つの手立てとして、情報やコミュニケーションを見るものに変える方法があります。具体的には、筆談、口話、手話、要約筆記、スマートフォンやタブレットの活用です。手話はよく見かけますが、習得には時間がかかり、難聴者の誰もが手話を使えるわけではありません。

要約筆記とは、音声コミュニケーションをその場で文字にして難聴者に伝える作業です。要約筆記は、平成12年に改正された社会福祉法で第二種社会福祉事業として法的に位置づけられ、専門的な福祉サービスとして認識されるようになりました。その後、平成17年に制定された障害者自立支援法では、要約筆記は手話通訳と並び、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業に位置づけられ、派遣事業は市町村の必須事業となりました。

町内在住のある難聴者の方は、今年のなごみの祝いで要約筆記者の派遣を依頼され、当日には要約筆記者が派遣され、多分町内では初めてのことかと思いますけれども、町長の挨拶をはじめ、会の全体の話がよく分かったととても喜んでおられました。

そこで質問です。

講演会や行事などで要約筆記つきの機会を増やせないでしょうか。本来なら本人からの申出がなくてもそのような機会を増やすべきだとは思いますが、人口の少ない町なので、せめて要望があれば要約筆記者が派遣できる機会を増やしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、岡本議員から聴覚検査の実施と聞こえに困っている人に対する支援についての御質問をいただきました。

難聴のもたらすリスク等を御紹介した後、2点の御質問に対して答弁申し上げたいと思います。

認知症の予防可能なリスク因子の一つに中年期の難聴が近年の報告により上げられており、難聴の早期発見や補聴器の使用などが認知症予防となる可能性があると言われております。加齢による難聴、つまり加齢性難聴は、認知症のリスクを高める可能性があり、難聴が続くと脳への音の刺激が減少し、脳の萎縮が進むことが指摘され、それにより会話を避けることで社会的孤立、フレイルが深まり、認知機能低下につながると考えられております。そのため、補聴

器の適切な使用は、認知症の発症リスクを軽減する可能性があるとされております。

認知症予防のための対策としては、難聴を放置せず、補聴器を適切に使うことで、聞こえの質を改善し、脳の活性化を保つことが期待できると言われております。難聴に気づいたら、放置せずに早めに耳鼻咽喉科など医師や専門家に相談し、補聴器の使用を検討することが大切でございます。持病の管理、食事や運動習慣の見直し、社会活動への参加など、フレイル予防も重要となってきます。

聴覚に自信のない方、聞き取りに不安のある方への役場窓口での対応につきましては、来庁者の表情を確認しながら、ゆっくりと分かりやすく大きめの声で話しかけるなどの対応を行っております。必要に応じて筆談など対応を行い、来庁者の状況に合わせた丁寧な対応に努めております。また、既に御存じだとは思いますが、保険長寿課及び地域包括支援センターの窓口には軟骨伝導イヤホンを設置しております。先ほど議員が提示された耳マークも提示しております。

令和7年3月末日現在、本町の身体障害者手帳保持者の中で、視覚障害は28人、対して聴覚障害は55人と、御指摘のとおり聴覚障害の方が多いのが現状でございます。

障害福祉サービス等では、聴覚障害者に対して、高度または重度難聴の方への補聴器、人工内耳音声信号処理装置の修理といった自立支援給付による補装具費の支給がございます。同じく地域生活支援事業では、日常生活用具の支給、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業などがあるのは御存じのとおりでございます。

今はタブレットやスマートフォンで多様な機能を有しているアプリが開発されております。入力したテキストを音声合成で読み上げる機能や発話をテキスト化する機能が搭載されたアプリなど、難聴者、健聴者間のコミュニケーションを図るために作られたものもございます。

それでは、いただいた御質問の1点目、すこやか健診での聴覚検査の実施について答弁申し上げます。

後期高齢者対象のぎふ・すこやか健診は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、県下の全市町村が岐阜県後期高齢者医療広域連合ぎふ・すこやか健康診査実施要綱に基づき実施しております。この要綱では、ぎふ・すこやか健診の実施主体は当該広域連合と規定されており、岐阜県医師会と広域連合が協議して健診項目を定めております。

また、国民健康保険団体連合会が健診結果のデータの作成及び管理費用決済を行っているため、ぎふ・すこやか健診に本町のみ独自の項目を加えることは難しいかと考えております。

2点目の要約筆記の機会について御答弁申し上げます。

要約筆記は、現在のところ、障害者手帳の交付を受けている方に対して、地域生活支援事業のうち意思疎通支援事業として要約筆記者派遣事業が設けられております。障害者手帳をお持

ちでない方には適用されないため、耳の聞こえに何らかの不安を感じている難聴者個人では、要約筆記者の手配は行政としては制度がないという状況ではあります。ただし、当然ながら行政が主催となる講演会、イベント、行事等に対しては合理的配慮が必要となります。先日の町制70周年記念式典をはじめ、人権講演会や人権子育て講演会では、手話通訳者を配置しているところでございます。その都度、ケース・バイ・ケースになると思われますが、要約筆記者の手配をすることも必要になると思われます。

窓口対応の経験から、現代ではスマホアプリや機器の進化により、難聴者への対応がより容易となってきております。専ら多言語にも対応しているため、外国籍の方も含めて活用している状況です。合理的配慮としては、こういったアプリの案内もその一つではないかと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

御答弁ありがとうございました。

まず1点目のすこやか健診時に聴覚検査はできないということなんですけれども、加齢性難聴は40代からもう始まると言われてまして、でも聴覚がちょっとおかしいなと思っても、ふだん日常生活にあまり支障がないことが多いと思うので、なかなか自分で受診するとか、そういったことはちょっとハードルが高いように思うんです。それで、すこやか健診では難しいということですけれども、前期高齢者の健診ですね、60歳から74歳までの健診、そういったところでの健診だと聴覚検査というのは入れることは可能なんですか。入れる入れないは別として、入れることは可能でしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

今の御質問にお答えしたいと思います。

恐らく住民健診だとか特定健診などを指しているのかなというふうに思いますが、聴力検診は、ぎふ・すこやか健診同様、特定健診でもその中の必須項目には入っていない状況です。

専ら住民健診というものは、生活習慣病とかがんの検診など、重篤な疾患の早期発見、予防が目的とされているというのが根底にございます。ですので、全ての方に聴覚検診を実施する、義務づけるというのは一般的ではないのかなというふうに思っているところでございます。聴

力に不安を感じた場合は、専門的な医療機関で検査をまず受けることが現実的ではないかなというふうに思っておりますので、以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

人間ドックとか健康診断を受けられる方は、そういうところで電話ボックスみたいなところに入って聴覚検査を受けるということは聞きましたけれども、聴力検査、こういった要望を住民のどこかの団体からも出ているというようなことをお聞きしましたので、何かまた前向きに検討をお願いしたいと思います。

それから、要約筆記についてですけれども、1月24日の福祉講演会のお知らせのチラシの一番下のほうに、御参加に当たり特別な配慮が必要な方は連絡してくださいという記述がありました。ですので、これは手話とか要約筆記の配慮がもしかしたらやつていただけるのかなというふうに思いましたけれども、町としてもこの要約筆記の手配などは、全庁的な催事とかイベントとか、事前にお願いをしておけば手配をしていただけるのか、その辺りの見解をもう一度お聞かせください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

今の御質問にお答えします。

まずもっては、来年度、敬老会、なごみの祝いにつきましては、申込時に手話や要約筆記などが必要な方がお見えでしたら事前連絡をいただけるよう、案内文に一文添えさせていただきたいというふうに考えております。もし御希望があれば派遣をするというような手はずを取りたいと思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後の再質問ですが、聴覚障害の身体障害者手帳を受けられた方は補聴器の補助などが受けられるということなんですが、この聴覚障害で障害者手帳を取得するというのは非常にハードルが高くて、もう本当にほとんど聞こえないレベルじゃないと障害者手帳が受けられない、交

付されないんですね。ということで、町内には五十数人いらっしゃるということではあるんですけども、そういったことで、デシベルダウン運動というのもずっと聴覚障害の方はやつておられるというふうに聞いています。とにかく身体障害者手帳が交付されないという現状があります。

そこで、12月1日付の中日新聞の朝刊です。これを見にされた方は多いのではないかと思いますけれども、補聴器助成がいるということで大きく一面に掲載されていました。それによりますと、補聴器助成が、導入団体、2年で2.7倍という数字が上がっておりまして、障害者手帳がなくてもということですね。ただし、65歳以上に限定されるところが多いということでしだけれども、今後、御嵩町としては、補聴器助成について何かお考えはありますか。できれば前向きな答弁を期待したいですが、お願ひします。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

今の御質問にお答えしたいと思います。

12月1日の中日新聞、私も見ました。現在、岐阜県内でそういった補聴器の助成をしている自治体が10市町村あると聞いております。全て65歳以上の方が対象だということで、議員御指摘のとおりでございます。可茂管内では、残念ながら今のところ実施した自治体はございません。

加齢性難聴リスクに関しては、先ほど答弁でも申し上げましたように、認知症の発症リスクもあります。補聴器の重要性とか必要性は十分理解しておりますけれども、今後、近隣市町村を含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

今後の検討に期待をいたして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は11時5分とします。

午前10時50分 休憩

議長（高山由行さん）

休憩を解いて質問を再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番 山田徹さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

3番（山田 徹さん）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大2項目について質問させていただきます。

まず第1点目ですけれども、空き家活用の促進についてを質問させていただきます。

空き家対策については、これまで高山議長や奥村議員が質問されていますが、それは主に管理不全な特定空家に重点を置いた質問であったと思います。今回の私の質問は、利活用が可能な空き家に関する部分を軸に行いたいと思います。

さて、空き家対策問題はここ数十年で全国的に身近な社会課題となっています。

総務省が令和6年に公表した住宅土地統計調査によると、令和5年の空き家数は全国で約900万戸に達し、平成30年度から51万戸増加したようです。

使用目的のない空き家はこの20年間で約2倍に増加しており、総住宅数に占める割合、空き家率も13.8%と過去最高を更新。実に7戸に1戸が空き家とのことです。

空き家問題は基本的には個人財産の問題ですが、空き家が増える背景には実家の相続や親の施設入居など身近な事情があるようで、一度空き家になると解体や改修費用をかけたくない、家財を片づけられない、将来的に使うかもしれないといった理由から判断が遅れ、放置されるケースが多いようです。

国土交通省の調査では、空き家所有者の約4分の1が1時間以上離れた地域に居住しており、こうした遠隔地所有や管理負担が放置したままの状況を助長しているとのことです。

国においては、令和5年、空家等対策特別措置法、これは正式には空家等の対策の推進に関する特別措置法、本日の質問の中では略して特措法とさせていただきますが、この特措法を改正し、倒壊のおそれがある特定空家に加え、管理不全な空き家も指導対象に追加する一方で、各種の空き家対策の支援メニューを展開しています。また、地方自治体では空き家バンクによる移住定住の促進や空き家改修等の補助制度の拡充を行っています。

こうした国や地方の制度面での後押しを背景に、空き家を地域資源として生かす動きが全国で広がっていると聞きます。本町でも、特措法第7条に基づき平成30年7月に御嵩町空家等対策計画を策定、令和5年12月には所有者不明の土地も加えた令和9年度までの対策計画に改定

されています。

この対策計画を拝見しますと、基本方針として3つ、1. 適正管理の促進、2. 利活用の推進、3. 問題のある空き家等や所有者不明土地への措置とあり、対策実施も実際には地域の特性や個々の事情に応じた様々な課題に向けた取組が展開されていると思います。

また、推進体制として、府内各担当課で組織する空家連絡会議や特定空家対応の適正管理審議会を開催するところですが、全体的に適正管理や問題対応措置での対策が色濃い計画となつておりますし、2. 利活用の推進の面で、もう少し踏み込んだ計画であるとよいなと個人的に思いました。

そこで、今回の私からの質問は、空き家の利活用の推進について大きく3点に分けてお願いいたします。

初めに、第1の質問は、これは計画の事務局となる総務部の管轄でしょうが、本町の空き家の現状と利活用の課題認識についてです。

現在の空き家状況、これは遞増傾向であると思いますけれども、このうち利活用可能な空き家数はどの程度把握しているのでしょうか。

過去の空き家に関する質問の答弁では、平成25年に行った実態調査では町内全体で181戸、5年後の平成30年には366戸、令和4年には318戸、そして2年前の令和5年度策定の計画では全体で257戸の空き家と思われるものがあるとありますが、うち利活用可能な空き家はどの程度あると客観的に認識してみえるのでしょうか。

経年劣化や破損状況、居住可能性を考えると実に6割以上が活用可能だと思われますが、この実態はどうなんでしょうか。

次に、町空き家対策計画における推進体制として、防災や防犯、利活用、環境衛生面、交通支障や通学路安全、税制措置など、担当の府内各課職員で構成する空家連絡会議がありますが、これは年間にどの程度開催し、内容として有意義に機能していると言えますか。また、空き家の所有者、空き家の所有する者の管理についての意向や課題、要望は把握できているとお考えでしょうか。

以前の奥村議員からの一般質問では、所有者アンケートなどは行わないとの当時の総務部長の答弁でしたが、活用可能な空き家が放置されたままで十分活用が進んでいないと思うのですが、その要因についてはどう分析してみえるのですか。

第2の質問は、空き家バンクの運用と検証、その活用促進についてお尋ねします。

利活用可能な空き家について、その所有者と利用希望者との情報の橋渡し、マッチングを行う空き家バンクは空き家対策にとても有効で、全国の自治体約7割が導入しているとのことです。

御嵩町の空き家バンク制度は平成26年度からスタートして今年で約10年が経過したところですが、これまでの運用状況、登録件数と成約件数の実績はどうでしょうか。バンク運用に係る利用者の声は何かありませんか。

また、協力事業者、不動産屋との連携・連絡は密にできているとお考えでしょうか。これまでの検証やさらなる運営促進のための改善策があればお聞かせください。

第3の質問は、空き家活用に係る今後の補助支援制度の充実と活用推進方針についてです。

現在、御嵩町には空き家に関する家財道具の処分や建物改修費の補助金制度がありますが、これまでの実績はどうですか。

また、他市町村では同様、その他の補助支援制度、空き家活用に資するものに限定されたものではないかもしれませんけれども、そういうものはありませんか。そして、本町では今後この支援制度を拡充していく考えはありませんか。

また、空き家の利活用には居住目的に限らず、多様な地域課題への多用途転用。例えば、高齢者等の地域交流拠点、安価な賃貸住宅、若年層の地域活動拠点、子育て施設、起業者の創業スペース、観光やインバウンドへの対応活用などが考えられますが、こうした居住目的以外に向けた側面で活用する流れ、トレンドが古民家活用の成功事例として報じられています。そこでは、行政でなく起業家やNPO法人など、いわゆる民間の力的な働きが不可欠であると思います。

今後、当町においてこのような民間事業者等との連携、協力による空き家の活用策は考えられないのでしょうか。

以上、町の空き家活用対策をどのような方針、目標、手段で考えていくのかという、つかみどころのないような質問ですけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

3点質問があったと思います。

1点目、総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

山田議員の御質問1点目、空き家の現状と利活用の課題認識についてお答えいたします。

初めに、利活用可能な空き家数についてです。

令和5年12月策定の御嵩町空家等及び所有者不明土地等対策計画に伴う調査にて、町内の空き家等と思われる戸数は御質問のとおり257戸でありました。その後、2戸の取壊しにより、現在の空き家戸数は255戸と把握しております。このうち、居住可能性の項目において居住可との調査結果になった空き家は158戸となっております。

しかし、この調査は調査員が家屋の外見により判断したものであって、家屋の内部や所有権等の利害関係などを含んでいませんので、必ずしも実際に利活用可能な戸数とは一致するものではないと考えております。よって、利活用可能な戸数としてではなく、あくまでも調査結果のとおり居住可である戸数が158戸ということで認識しております。

次に、空家連絡会議の開催と検証についてです。

空家連絡会議は、計画に示すとおり、総務課、企画課、まちづくり課、住民環境課、建設課、税務課、教育委員会の職員により構成し、適宜開催することとなっており、今のところ令和7年3月に1度開催しております。

この会議の意見交換の中で、会議として行うのではなく、案件に応じ担当者同士で相談や協議を行うほうが効率的ではないか、情報共有は時間調整して集まらなくとも、職員が情報を共有できる既存のシステムを活用しスムーズにできるのではないかということになり、急遽会議の必要が出てきた場合を除き、空家連絡会議としては年に1回を開催のめどにすることにいたしました。

よって、空家連絡会議の回数が少ないからといって会議の目的である情報共有や連携ができるということではなく、案件の内容によって担当課が対応し、必要によって関係する課に相談したり、情報共有したりと効率的に進めております。

次に、所有者の活用管理についての意向や課題、放置され活用が進まない要因についてです。

良好に管理されていない空き家については、近隣住民の方からの通報や相談もあり、町としては適正管理の啓発、周知に努めております。

また、所有者の意向を踏まえた相談などには、補助制度の説明、空き家バンクの利用促進、あるいは不動産取引事業者や家財道具処理業者など、御相談内容に沿って丁寧に対応しております。

一方で、手放すことなく所有され続けている理由などの個人事情については、こちらから踏み込んだことを伺うことは行っておりません。おのおの異なる個人の事情や要因を把握したとしても、町が個人資産である空き家の一軒一軒を個別に利活用できる状態まで整えることは難しいと考えるため、この後、企画部長が答弁いたします空き家バンクや空き家に係る補助制度などによって空き家の利活用促進に取り組んでいるところであります。

私からは以上です。

議長（高山由行さん）

2点目、3点目の答弁を企画部長 岡本拓さん。お願いします。

企画部長（岡本 拓さん）

続きまして、私から2つ目と3つ目の空き家バンク及び空き家の活用支援に係る御質問につ

いてお答えいたします。

本町におきましては、所有者が他者への売却や賃貸借を希望する空き家を地域にとって活用可能な資源と捉え、そのような空き家が一軒でも多く有効活用されることで本町への定住促進及び地域活性化が図られることを目的に、平成27年から空き家バンクを運用しております。

この制度は、協力事業者である地元の不動産事業者と連携することで、活用可能な空き家の所有者、答弁の中では空き家所有者と言わせていただきます。この空き家所有者と空き家を取得、もしくは賃貸借し活用したい方、答弁の中では活用希望者と言わせていただきます。この両者をつなぐものであります。

それでは、2つ目の御質問、空き家バンクの運用状況と検証及び活用促進についてお答えいたします。

まず、実績につきましては、居住向けの物件を中心に制度創設から令和7年10月までに125件の登録があり、うち74件が成約済み、現時点での成約率は約60%であります。

また、制度利用者の声につきましては、当該制度が民民の不動産取引を促すものであるという性質から本町が直接御意見をいただく機会は多くはございませんが、年に数回程度、利用希望者から自身の活用目的にかなう優良な物件の有無に関する問合せをいただくことがございます。

協力事業者との連携、連絡につきましては、隨時行っております。

今年度も、まちづくりに活用できる可能性がある古民家について協力事業者から情報を受け、協力事業者立会いの下、担当職員が現地を視察するといったこともございました。

加えて、令和6年度に創設した空き家改修費支援補助金につきましては、空き家所有者と利用希望者双方のニーズを拾い上げた協力事業者からの提案に基づき制度化に至ったものであります。こうしたことから、本町としましては協力事業者との連携は十分取れていると考えております。

しかしながら、改めて検証いたしますと、当該制度は一定の成果を上げているものの、空き家所有者への働きかけによる登録促進と活用希望者に関する情報収集の両方がまだ不足しております、加えてそれらをマッチングする機能も十分に発揮されているとは言い難いとも感じております。

空き家の市場価値が下がる前に売買や賃貸借を迅速に成立させるには行政だけでは限界があり、民間の活力を取り入れることで空き家所有者、活用希望者双方への効果的なアプローチ体制の構築と運用が必要であると考えております。

続きまして、3つ目の御質問、空き家活用支援に係る補助制度と今後の活用推進についてお答えいたします。

まず、空き家家財道具処分費補助金につきましては、空き家バンクへの登録を促進する目的で令和2年度から実施しており、令和6年度までに5件、合計約35万円の支給実績がござります。

次に、空き家改修費支援補助金につきましては、移住の契機づくり及び空き家の有効活用を目的に昨年度から実施したもので、現時点で1件、90万円の支給実績がございます。

また、ほかの県内市町村における空き家活用に対する補助制度につきまして、本町同様、多くの市町村が活用を目的とした空き家の改修費を支援する制度を設けておりますが、補助限度額や支給要件に差異が見られ、中には補助対象を子育て世代に限定しているといった自治体もございます。本町の空き家改修費支援補助金は、補助限度額の面で県内でも手厚い部類に属しております。

これらの補助制度はあくまでもインセンティブであり、移住定住の主たる動機になるとは考えにくいことから、現時点では制度の拡充は予定しておりません。まずは、住みたい、住み続けたいと思われる魅力的で独創的なまちづくりを推進するなど、ほか自治体との差別化を図ることが重要と認識しております。

しかし、繰り返しになりますが、空き家の活用推進を図るには空き家所有者と活用希望者双方に効果的、効率的に働きかける体制が不可欠であり、そのためには民間の活力が必要と考えております。

一例ではありますが、不動産事業者が扱いにくい価値の低い空き家をリノベーションし活用希望者とマッチングするといったサービスを展開している民間事業者も存在しております。

今後、先進事例を調査し、本町の実情に合う取組があれば導入を検討したいと考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

お二方、答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思うんですけども、まず空き家等の特別措置法ですね、特措法の第8条に掲げられております協議会の中身についてです。

この第8条では、この計画の推進のための協議会を組織することができるとあります、そのメンバーとしては地域住民の方、それに私たち議員、それと法務関係、不動産関係、建築関係、福祉、文化等に関する関係者と明示してあるんですけども、これは令和4年度の第1回

定例会で奥村議員が協議会設置の考えはないかという一般質問をされたときに、その答弁が、この御嵩町には空家等適正管理審議会がありまして、これが法定協の構成委員に準じたメンバーで設置運営していくので問題なく運営されていると、そういったことから法定協議会を設置する予定はないと答弁いただいたおるんですけども、この町条例に基づく審議会の所掌事務としましては、管理不全な特定空家のこの民法上の処分請求など、適正管理に関するところの検討、審議をするということになっておりまして、実際にこの適正管理審議会のメンバーをお伺いしましたところ、地域住民や弁護士、警察の関係、それと消防署の関係の方々がメンバーになっておるということで、これは利活用の推進をカバーするというところではかなりちょっと趣が違うのではないかと。答弁の趣旨が違うんじゃないかなという思いがあるんですけども、今後この法定協議会に基づきまして利活用を推進するためにも、例えば不動産関係や建築関係、そういった福祉や文化等に関する認識を持っておられる方の関係者を含めた協議会を設定していくという考えはないのでしょうか。

これは事務局は総務部の関係なんですけれども、利活用に関する面では企画部になりますのでどちらが答弁されるのかちょっと分かりませんが、そういった考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

利活用の関係ですので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

議員御指摘の法定協議会に関しましては、いわゆる特措法の第8条に規定するものとして市町村が設置できるものであるということは認識しております。

しかしながら、空き家の活用そのものがまずもって空き家所有者に売買や賃貸借する意向があるかどうかということ、加えて活用希望者と空き家所有者との間で不動産取引が成立するのかというところで初めて実現してくるというものでございますので、現時点におきましてはこの法定協議会の議論をして活用推進に直接的にすぐに期するものが出てくるのかはなかなかちょっと判断しづらい部分がございますので、現時点におきましては設置するというような考えはございません。

先ほど答弁しましたとおり、まずもって空き家所有者と活用希望者双方に効果的に働きかける体制づくり、こういったところを念頭に民間活力の導入を検討していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございました。

現時点ではこの協議会を設置していくという考えはないというようなことなんですけれども、これは空き家バンクにおける町のスタンスにも関係してくると思うんですけれども、空き家バンクについては、登録物件の契約に関しまして町は所有登録者と利用登録者との交渉や売買、賃貸契約に直接関与はしないと、中立の立場を取るということですけれども、この中立的なこういったスタンスだけでは十分にマッチングが進まないというケースも多々あると思うんです。

もう一步、町が一步踏み込んで、例えば不動産業者に働きかけてマッチングのための相談窓口を設けるとか、お互いの要望の調整から契約までの支援を積極的に町が踏み込んで行っていくという、そういう考えは今後は考えられないでしょうか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

町行政となりますので、やはり民間、民民の取引の部分にどこまで入っていけるのかというところは非常に難しい部分ではあるかと思います。

一方で、不動産事業者に対してある程度働きかけというか、助言とか、そういったところを情報交換する中で積極的に空き家バンクの活用を申し入れるというか、御意見を言うということに関しましてはできると思いますので、そういう対応は可能かと思います。

ただ、取引の部分、ここに関しまして行政のほうが何らかというところは非常に難しいかなというふうに考えております。

マッチングする、マッチング促進という部分に関しましては、そこに対しての機能を持っている、先ほどちょっと例を挙げて申し上げました民間活力の中に、当然複数の民間事業者がそういうサービスを提供はしております。自治体向けに提供しておるんですけども、その中に例えば空き家活用の相談窓口をやりますと、相談窓口からマッチングまで一貫してサービスを提供しますといった民間事業者もございますので、そういう活用という部分はしっかりと検討していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

今後、やはりこの空き家等の活用については、需要と供給で申しますと、まだまだこの御嵩

では需要がそこまで生まれていないというところもあるんですけれども、今後空き家はどんどん増えていくと思われますので、そこにやはり町としてもできればもうちょっと踏み込んで関与していくと、そういう姿勢でまた臨んでいっていただけたらありがたいなと思います。

そういうことを希望しまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

それでは、第2項目、2点目でございます学校体育館のエアコン整備についてを質問させていただきたいと思います。

確実かつ急激に進む地球温暖化の影響によりまして、最近の私たちの真夏での生活スタイルは酷暑対策、いかに暑さ、猛暑をしのぐかの対応が必要不可欠となってきています。

令和3年から全国で運用開始された熱中症警戒アラート発表は、暑さ指数が33度以上になると気象庁と環境省が発するものです。岐阜県では、これまで令和3年に年間8回、以降2回9回、昨年は20回、今年は17回と発表日数も年々増加傾向にあり、暑さは年ごとに厳しくなりつつあるようです。

子供たちを取り巻く環境も同様です。

児童・生徒が通う学校生活においても、熱中症リスクが高まっていると言われます。夏季休業日の延長化の対応もあるようですが、夏の季節全てを夏休みにするわけにもいきません。

子供たちは暑い日でも学校内で過ごすことになりますが、安全な教育環境施設の整備は不可欠な課題となっています。特に、学校体育館は構造上通風が不十分で、夏の昼間には室温が35度から40度近くに達することも報告されています。

体育の授業や地域クラブ活動、学校集会、また防災拠点としての避難所利用など、多様な機能を持つ体育館において空調設備は安全確保に直結する重要な課題です。

そこで、本日は学校体育館の使用状況と施設管理、そして今後のエアコン整備の計画方針についてお伺いいたします。

初めに、最近の夏季の酷暑現象下での現状と熱中症対策について質問します。

第1に、学校体育館における夏の室内温度の実態をどのように把握していますか。

熱中症対策ガイドラインに基づく体育授業や学校行事はどのように行われていますか。

W B G T、暑さ指数の測定や、暑さ対策のための大型扇風機や移動式冷風機の導入は進んでいますか。

第2に、体育館に限らず、これまでに学校生活において熱中症発生件数やヒヤリ・ハット事例の報告はありますか。あれば、その程度や対応はどうでしょうか。

第3に、学校体育館は夜間開放にも使われていますが、団体登録の利用回数は最近の夏で過去と比較してこれまでと変わりありませんか。利用者から暑さ対策に関する要望の声などが届いていませんか。

次に、体育館施設の状況と施設管理、今後のエアコン整備の計画などについてお尋ねします。

第4に、当町の小・中学校体育館は全て鉄骨造り、耐用年数34年ですが、不具合等はありますか。

学校によっては校舎本体よりも以前に建てられたものもあり、今現在の老朽化率を言いますと、順に上之郷小学校で昭和53年建築138.2%。これは老朽化率ですけれども、以下、御嵩小学校135.3%、伏見小学校129.4%、上之郷中学校64.7%、向陽中学校94.1%、共和中学校91.1%で、特に小学校の体育館について建築年度が古く耐用年数を満了しているようすれども、公共施設管理の個別計画ではどのような維持管理の方針となっていますか。また、そこには今後の空調施設の整備についての計画要素といいますか、その考えはあるのですか。

第5に、もし仮に現体育館に空調設備を整備するとなったら、具体的にどれくらいの費用が見込まれる試算となりますか。

もちろん、現体育館の立地条件や構造なども影響するでしょうし、エアコン、これは電気式やガス式等がありますけれども、そういった空調設備の工事だけでなく電源確保の工事や建物の断熱性確保の工事も考えられますが、おおよその費用の試算は可能でしょうか。

第6は、国や他市町村での体育館空調設備の導入の動きについて、当町の思いをお聞きいたします。

文部科学省では、空調設備整備臨時特例交付金制度の新設による自治体への学校体育館エアコン導入推奨の動きがあるようです。

令和7年5月現在、学校体育館の空調整備率は全国で約20%、岐阜県では平均24.8%となっていますが、自治体によって整備状況に差があります。そこで、国は設置促進を進めるため、令和6年度補正予算で新たな特例交付金制度、補助率2分の1、実質地方財政負担率25%を新設し、避難所となる全国の学校体育館への空調設備化を加速しようとするということです。これを受け、多くの自治体で整備計画、予算化が進んでいるようです。

また、近隣では可児市議会令和7年9月議会一般質問で、学校体育館の空調整備について明確な執行部答弁がありました。それによると、可児市では令和8年度に実施設計を行い、令和9年度に全中学校6校に、令和10年度に全小学校11校に空調設備を設置できるよう計画しているとのことです。

これら急進展の傾向にある体育館空調設備化の動きをどう捉え、考えてみえますか。

第7は、つまるところ、町としての学校体育館のエアコン整備の必要性をどのように考えてみえるのでしょうか。必要だけれども具体的な計画がないとの答弁では、町政の先行きとして少々心配となります。

思いを実現していく実施方針や中長期的な計画はあるのでしょうか。あるとすれば、設置対

象の優先順位、現施設の老朽化状況、利用頻度、地域バランスなどを含めて、こういったものについて説明できる範囲でお示しください。

今年もあつという間に師走12月で、最近では急に気温が下がり本格的な冬の寒さの到来で、今現在で熱中症対策の言葉はなかなかピンときませんが、来年の夏はこれまた今年以上に猛暑で、真夏では屋内でもエアコンなしでは過ごせない季節が来ると容易に想像できます。

庁舎や中保育園など、地震に備える耐震対策も大切ですが、災害ともいえる猛暑をしのぐ上でも、公共施設、体育館の空調整備化については文字どおり待ったなしの対応が求められています。

明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

山田議員からの学校体育館のエアコン整備についてと題して7点の御質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

それでは、御質問の1点目、夏季の体育館室内温度、WBGT測定と利用状況、暑さ対策は進んでいるかについてお答えさせていただきます。

各学校では、体育館使用前や授業時間帯に教員や養護教諭が熱中症指数モニター等を用いて室温やWBGTを把握し、岐阜県の熱中症対策ガイドラインに基づいて体育授業や学校行事の実施可否を判断しています。WBGTの値が危険域に達した場合には、活動の中止や授業内容の変更を行い、児童・生徒の健康管理に努めています。WBGT計測器は全小・中学校で合計34台を保有しており、そのうち20台は可児ライオンズクラブからの寄附によるものです。大型扇風機は合計で15台設置していますが、移動式冷風機の導入は現時点ではありません。

また、学校では涼しい時間帯に体育授業を行えるよう時間割を調整したり、特別教室などの広い部屋でエアコンを利用して授業を実施したりする対応を行っています。特に、中学校ではこの時期に保健体育の座学時間を増やす対応も実施しています。

次に、2点目の御質問、学校での熱中症発生やヒヤリ・ハット事例の報告はあるかについてお答えさせていただきます。

令和6年度に下校中の児童1名が熱中症症状で救急搬送された事例がありましたが、令和7年度は熱中症発生件数はゼロ件です。

学校管理下におけるヒヤリ・ハットの事例は町内でこれまでに5件報告されており、いずれも速やかに水分補給、冷却、安静など、適切な対応がなされ、児童・生徒は問題なく学校生活

に復帰しています。

次に、3点目の御質問、体育館夜間開放の状況と利用者からの要望はないかについてお答えさせていただきます。

令和4年度から7年度にかけての夜間体育館利用回数に大きな変動はありません。利用回数のデータからは一定の利用が継続していることが確認されており、現在のところ利用者から暑さ対策に関する要望や苦情の報告は届いておりません。

次に、4点目の御質問、体育館施設の老朽度に伴う不具合はないか、公共施設管理個別計画での維持管理方針はどうかについてお答えさせていただきます。

本町の小・中学校体育館は鉄骨造で、築年数は1977年から2002年と幅があります。特に、小学校は築40年以上で老朽化が進んでいます。これらの施設につきましては経年による劣化や不具合が多く見られますが、毎年優先順位をつけて修繕を進めてきております。ただし、人員や予算の制約から対応が十分に追いついていない現状があります。

公共施設等総合管理計画では、学校施設が保有面積の大部分を占めるため、予防保全型の維持管理を推進し、児童・生徒数の動向や施設の複合化、減築も視野に入れるとしています。個別施設計画では、体育館を含む学校施設はおおむね10年以内の対応が必要とされており、計画的な修繕を進めていきます。

なお、現時点の計画には空調設備整備の具体的な内容は含まれていません。

次に、5点目の御質問、体育館空調設備の整備化費用はどれくらいかについてお答えさせていただきます。

十分な冷房効果を確保するためには、空調設備の導入と併せて断熱工事が不可欠です。県内の御嵩小学校と同規模の体育館での施工実績を基に試算したところ、断熱工事を含む空調設備関連工事費は約9,000万円程度と見込まれます。内訳は、空調設備工事が約4,500万円、断熱工事も同程度の費用が必要と想定しております。

ただし、今後の人件費や資材費の高騰により費用が変動する可能性がある点については留意しております。

次に、6点目の御質問、国や他自治体での体育館空調設備の導入の動きをどう捉えるかについてお答えさせていただきます。

国の推進策や他市町村の整備状況を把握しており、文部科学省の調査によると、岐阜県内の小・中学校体育館の約25%に空調設備が設置されています。近隣の可児市では、令和8年度から順次全小・中学校体育館への整備を計画していることも認識しております。体育館の空調設備整備は、児童・生徒の健康保護、授業、行事の円滑化、そして避難所としての機能強化に極めて重要と考えております。当町もこれらの動きを踏まえ、今後、研究・検討を継続して進め

てまいります。

最後に、7点目の御質問、当町学校体育館のエアコン整備の必要性をどのように考えるのか、実施方針や中長期計画はあるかについてお答えさせていただきます。

エアコン整備の必要性は強く認識しておりますが、本格的な計画や予算措置はまだ策定しておりません。現在、伏見小を除く5校で校舎の雨漏りが発生し、体育館は4校で雨漏りが確認されています。また、校舎体育館のトイレ洋式化率は約64%です。まずは、雨漏り等の老朽箇所の修繕を最優先とし、授業支障や漏電リスクの除去に取り組んでいます。加えて、トイレの洋式化など、児童・生徒のニーズを踏まえた施設改善を計画的に進めております。

空調設備整備に関しては、先行事例の調査や研究を続け、断熱工事の必要性や電気代などのコスト面の検証を行いながら、中長期的な視点で検討してまいります。整備の実施につきましては、体育館の老朽化状況を踏まえ、長寿命化工事など大規模な修繕工事を実施するタイミングに合わせることなども検討しながら進めていきたいと考えております。今後も、児童・生徒の安全確保と施設の長寿化を目指し、適切な施設管理に努めてまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

御答弁、ありがとうございました。

少し再質問をさせていただきたいと思うんですけども、これは教育委員会の管轄ではないかもしれませんけれども、今年の夏にこれは地域防災緊急整備事業というので移動式のエアコンを3台購入した。これは海洋センターのほうに置いたというようなことをお聞きしているんですけども、これはかなり高価なものということで、実際どのように、これは海洋センターだけで活用していくのか、それとも体育館のほう、小・中学校の体育館が避難所となったときにそういうったところに移動していくのか、そういう活用の仕方というのを何か考えておられるか、分かる範囲で結構ですのでお願いします。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

B&G海洋センターには、今年度3基の移動式エアコンを購入させていただきました。2基については体育館のホールで使用させていただき、1基については2階の卓球などをする部屋

に設置していこうかというふうに思っております。

移動式という名の下ではございますが、1基当たりの重量が100キロ以上あるものですから、簡単な移動はできないかなというふうには思っております。体育館、B & Gから出すときにはスロープ等がございまして、あと車に積んで運ぶことはできるかと思いますけど、小・中学校の体育館にいざ持っていったときには、階段等があって、その上を、上げるところがなかなか難しいかなというふうには思っております。

今後、その辺のところをどうやったらできるかというところは教育委員会を含めて検討していきたいなと思っております。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

移動式エアコンということで質問させていただいたんですけども、今後、例えば学校体育館に移動式のエアコンを購入するとか、そういう考えは全くない。

金額的には、これは多分1台165万円ですかね、そのぐらいだと思うんですけども、B & Gで3台、例えばほかの体育館でも二、三台あれば事足りるのであれば、そういう移動式エアコンの導入も視野に入れた展開も考えられるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

移動式エアコンにつきましては、体育館の空調を整備するに当たりましては、断熱部分も整備しないと通常の移動式じゃなくとも、エアコンだけを設置しても効果はあまり出ないというふうには認識しておりますので、移動式エアコンを整備するという考えはありません。普通の、今、全体的なエアコンの整備を今後やっていきたいなというふうに思っております。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

体育館の老朽化に関するところで、先ほど雨漏りという話が出てきたんですけども、当然これは屋根を補修していくことになると思うんですが、塗装防水になるのかシート防水になるのか、その辺りはいろいろあると思いますけども、実際にこの雨漏りを工事するときに、例

えば今後の断熱性の確保のために断熱材を入れたりとか、これは技術的な面もありますし、費用的、財源的なところも考えられるんですけれども、どうせ屋根を工事するのならその断熱性も併せて工事したほうが合理的であると思われるんですけれども、その辺の考えはないでしょうか。

それと併せて、先ほど言いました国の臨時交付金、そういったものも、これは断熱性の工事も担保されるということですので、本当にやるんでしたら先ほど御嵩小学校を例に挙げて9,000万円、これを例えれば先ほどの私が紹介しました補正予算に限った部分だけなんですが、地方財政負担の割合が4分の1で済むんですね。となると、これは9,000万円の4分の1ですので2,000万円ちょっとで済むと思うんですけれども、ほかでいろんな工事とかそういうものをかけるというのも必要かもしれませんけれども、どうせやるのなら先読みしてその辺りはやっぱり積極的に手を挙げていっていったほうがよろしいかと思うんですけれども、その辺りの考えはないでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

屋根の防水工事に併せて断熱のところを進めたらどうかということにつきましては、今、実際エアコンを整備する上でどこにどのような断熱を施したらいいかということについては分かっておりませんので、実際に屋根工事をやるときに今すぐできるというふうには思っておりません。

ただ、先ほど申しましたように、体育館が老朽化していて、今後の長寿命化も含めて考えていきたいというところもありますので、屋根工事をするのであればエアコン工事も一緒にしていく必要があるという認識はありますが、現在、令和8年度も屋根の防水工事だけで予算要求しているところがあり、その辺をどうするかも検討課題ですが、工事手法につきましては今後も検討して考えていきたいというふうに思っております。

あと、予算につきましては、財源的に有利な補助金だというふうには考えておりますが、やはり6校あるということからしますとそれを可児市のように一気に3年間で終えるということは難しいと思っておりますので、そこは補助金については期限があるということも承知していますので、その期限内で整備ができるように今後計画は立てていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

これは全般的に言えることなんですけれども、公共施設の管理体制について、これは総務部の話にもなるかもしれませんけれども、当町の建物管理の方針は、壊れてから直すとか不具合が生じてから修理にかかるという、そういった対症療法でこれまで進んできたと思うんです。これは財源的に致し方ないこともあるかもしれません、この対症療法になりますとその場のぎの対処になるということで、課題を先送りするということにもなると思いますので、例えば今後ひょっとして一般質問でまたお聞きするかもしれませんけれども、そういった建物に関する管理については本当に先を読むことがかなり必要だと思いますので、その辺りも含めまして、体育館のエアコン整備につきましても先を読んだ対応を今後進めていただく、スピード感を持ってですね、そういったことを要望するということで、私たちの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで山田徹さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は13時ちょうどといたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開します。

午前に引き続き一般質問を続けます。

10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

10番（大沢まり子さん）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

久々の一般質問で大変緊張しております。加えて鼻声でございまして、大変お聞き苦しいかと思いますけど、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回3点にわたって質問させていただきます。

初めに、高齢になっても安心して生き生きと生活するための施策についてと題し、3点お伺いをいたします。

高齢化の進展とともに、認知症、また軽度認知障害の高齢者は1,000万人を超え、3.6人に1人と推計されており、新たな認知症観が打ち出されました。

陽だまりカフェを毎月開催していただいていることは大変ありがとうございます。

そのような中でもいろいろな課題があると思います。認知症になる前に打つ手はないのでしょうか。

1点目の質問をいたします。

認知症に進まない施策として、ノットMC I 講座の導入を求めます。

認知症の一歩手前の状態のことを軽度認知障害、MC I といいます。ノットMC I を合い言葉に、認知症に進む方を1人でも減らそうと研究をしてみえる可児市にあります岐阜医療科学大学看護科教授の薬袋先生の講座を大庭台の集会所にて受けることができました。

2年前の8月から1年をかけて2か月おきに6回開催されました。初めにタブレットで認知度の検査を行います。その後、30分ほど脳トレ体操、クイズなどを行います。2か月間の課題は、毎日前日の3行日記を書くことと、食事、運動などのチェックをしたものを見せていただきます。

こうした実証実験の結果を踏まえ、現在では多治見市や可児市などの各地域でノットMC I の脳生き生き講座が開催されています。

認知症を一歩手前で予防することは誰もが望むところだと思います。御嵩町においてもこのような講座を積極的に取り入れ、多くの皆様に参加していただき、一人でも認知症に進む人を減らしたいと考えますが、いかがでしょうか。認知症予防講座についての執行部の御見解をお伺いいたします。

2点目に、認知症の方に対するケア技法、ユマニチュードの導入についてお伺いいたします。

冒頭に述べました新しい認知症観とは、誰もがなり得るという認識の下、認知症になってからでも住み慣れた地域で仲間などとつながりながら希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方のことです。

新しい認知症観に立った上で、認知症とともに生き生きと暮らす地域を目指して、認知症の人へ寄り添う効果的なケア技法としてユマニチュードがあります。耳にされたことがあると思います。

認知症の介護で大事なことは、相手の不安を取り除くことです。ユマニチュードは、認知症の人へあなたを大切に思っているということを表現するケア技法であります。見る、話す、触れる、立つの4つの基本技術があります。

ユマニチュードの導入効果について、国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアをする側の負担感は20%ほど軽減したとの有効性が確認をされています。

また、発祥の地でありますフランスの一部施設においては、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

ユマニチュードの導入により、認知症の方の心理症状が改善して薬剤でのコントロールが不要になり、使用量の減少につながったと考えられます。つまり、この技法を学んだ介護者が認知症を改善する薬になれることを示しています。

福岡市では、2016年、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象とした実証実験を実施した結果、暴言や徘徊などの症状の軽減が見られ、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度から市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入しています。

市民講座などを本格的に行い、対象者も家族介護者や児童・生徒のほか、市の職員や救急隊員など多岐にわたっています。昨年度までに234回、1万210人が受講されています。講座を受けた市民からは、もっと早く知つていればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられ、認知症とユマニチュードの基礎を教える55人の地域リーダーが誕生しています。

私は、令和7年度海津市認知症普及啓発講演会に行ってまいりました。優しさを伝える認知症ケア、ユマニチュードについての基本的な考え方と技術という講演の内容でした。

また、近隣では瑞浪市でも講座が開かれ、医療・介護に關係する市の職員などが参加し、終了後には様々な表現を知れてよかった、仕事に役立てたいなどの声があり、市の担当者も学べる場を増やし周知を進めたいと語っています。

御嵩町においても、認知症の人と良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながる認知症のケア技法、ユマニチュードを導入していただきたく提案をいたしました。執行部の御見解をお伺いいたします。

3点目に、身寄りのない高齢者などへの対応についてお伺いをいたします。

今後の世帯構成の推移を見ますと、単身世帯、高齢者単身世帯ともに増加が予想されています。夫婦2人の生活でも頼れる家族、親戚がないとか、身寄りのない高齢者も増えてきています。

御嵩町ではエンディングノートを導入していただき、普及啓発していただいていること思います。

終活を託す人がいないという場合、どういう対応ができるのか悩んでいたところ、次のような事業を実施している自治体がありました。

岡崎市では、終活応援事業というのを実施しています。その内容は、民間サービスの情報提供、民間事業者が提供する終活サービスは多種多様で、市民にとってサービスの内容や料金が複雑で分かりにくく、民間サービスの情報を把握することが難しいという問題があることから、市と民間事業者が協定を締結し、市民に対し終活支援のための民間サービスの情報を提供し相談に乗ります。

また、死後事務登録制度というのは、近年、御本人や家族が倒れたり亡くなったりした場合、本人の意思が適切に反映されない事態が起きていることから、市では死後事務に関する情報を生前に登録していただき、死亡時に死後事務契約が適切に履行されるよう支援をします。協定事業者と死後事務を契約された場合、市へ登録すると市が死亡時の連絡と履行確認をします。

御嵩町において、このような仕組みを取り入れてはどうでしょうか、御見解をお願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部に答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、2年ぶりの一般質問、大沢議員への答弁、丁寧にお答えしたいと思います。

アルツハイマー病や脳血管障害など、様々な原因で発症すると言われている認知症ですが、多くの場合、早期に症状を発見し、治療を開始することで症状の進行を緩やかにし、治療しない場合と比較してその人らしい生活を長く続けることができると言われております。

軽度認知症障害、MCIは、認知症の前段階で記憶力や注意力など認知機能が低下しているものの、日常生活には大きな支障がない状態と言われております。自立した生活は送ますが、以前と比べて物忘れが目立つ、簡単な判断に時間がかかるといった特徴があります。適切な早期対策により健康な状態に回復したり、認知症への進行を遅らせたりする可能性があるため、早期発見と早期対応が重要と言われております。

本町が取り組んでいる認知症予防の施策を紹介させていただきます。

認知症になる前の対策としては、認知症予防教室、各種予防教室などがございます。認知症との共生を目指す対策では、行方不明高齢者等SOSネットワーク事業ほっとねっとと言われるものです。認知症カフェ「陽だまりカフェ」、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業、認知症高齢者等見守りシール交付事業、認知症サポーター養成講座、チームオレンジ、認知症映画会、認知症初期集中支援チームと、認知症というキーワードだけでも数多くの対策を実施しております。

その中で、議員から御提案いただきましたMCI講座について、形式は異にしておりますが、既に既存の認知症予防教室の中で、専門の医師によるMCI講座を実施しております。いずれの講座もを目指すところの目的は同じですので、選択肢が増えることは大変有意義なものと感じております。

現状のMCI講座を拡充していくことは、議員が目指しています認知症に進む人を減らしたいという思いにもつながります。今後は、議員御紹介のMCI講座が活用できるのか、今まで

の形式での専門医師による講座を続けるのか検討してまいりたいと思います。

また、認知症や軽度認知障害に関する課題を行政と地域が一緒に考え、行方不明高齢者等SOSネットワーク事業はっとねっとや認知症カフェ「陽だまりカフェ」などを通じて、地域の多様な主体、住民や医療機関、行政が連携して取り組む地域共生社会の実現を目指してまいりたいと思います。その中で行政の果たす役割として、認知症に関する正しい知識や理解を地域に広げる啓発活動を企画し、地域と協力して地域住民も主体的に参加し、互いの理解や支え合いの文化づくりが構築できればと存じます。

ユマニチュードについての答弁を申し上げます。

改めて考えますと、医療、介護、保健などの分野、障害者、高齢者等対象の福祉関連では、日進月歩でいろいろな仕組みや制度、そして言葉が生まれています。今では当たり前のように使用しているメタボやバリアフリー、地域共生社会、フレイルなどといった言葉が広がっておりま

す。

今回、大沢議員から御質問いただきましたユマニチュードも比較的新しい言葉で、仕組みの一つだということです。正直申し上げて、一般質問の通告を受けて初めて知り、自分の不勉強さを非常に後悔しております。

ユマニチュードについて御質問いただいてから、民生部内の担当を含め、自分なりに調査し、本町の方針をお示しするとともに、大沢議員への答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議員御案内のとおり、ユマニチュードの4つの柱は、見る、話す、触れる、立つの技術です。

この4つの柱を実践するための5つのステップ、ケアを始める前の出会いの準備、ケアの合意を得るケアの準備、4つの柱を総合的に用いる知覚の連結、ケア後のよい記憶をつくる感情の固定、そして次回のケアにつなげる再会の約束となっております。その効果はケアを受ける人の行動心理症状の改善が期待され、介護をする人の精神的な負担軽減につながっております。

認知症の人が笑顔で迎えてくれるなど信頼関係が深まっており、薬剤やおむつの使用量軽減など、様々な改善効果が紹介されております。

現在、本町で実施している認知症予防の施策は、事業としては口腔、栄養、コグニサイズと言われる運動、認知症予防の教室を集中して行うことで、認知症予防、介護予防を図る事業として進めております。

専門家による認知症に関する講話とコグニサイズ、栄養管理士と歯科衛生士による講話と個別指導、在宅介護支援センターによる認知症サポーター養成講座をセットで実施しております。

現在、本町ではユマニチュードの技法を取り入れた講座は実施しておりませんが、今申し上げた認知症サポーター養成講座は認知症が起きる仕組みや具体的な対応ポイントを内容として

おり、認知症に関する知識及び認知症の人への理解を深め、正しい実践力につける学びの場となっているものでございます。その中でどのようにユマニチュードを取り込めるのか、スペシャリストの招聘や人材育成ができるのかが課題となります。

また、ユマニチュードを広く町民の方へ普及させるには、認知症予防教室で取り込むことができないか検討していくことも一考だと考えております。

まずは、主催する地域包括支援センターや行政の担当者がユマニチュードの意義やその手法など、各種研修などを通じて学び、研究する時間、指導者の選定などの時間、検討などが必要であると考えております。

また、介護施設職員へのアプローチも必要だと認識していますので、その辺りをまずは現場の生の声を聞くことも必要ではないかと思っております。

次に、3点目の御質問、身寄りのない高齢者の終活についてですが、非常に難しい御質問をいただきました。現場の職員が苦慮する問題の一つでもあります。

私を含め、担当職員の今までの経験で申し上げますと、独居でお困りの高齢者の方々と度々接する機会があります。その中で、果たして身寄りのないという定義、概念がどこまで当てはまるのか、判断に苦慮するケースが多々あります。例えば、身内はいるが遠方で連絡がつかない、何年も会っていない、近場にいても絶縁状態だとか、本人、親類とも高齢で援助やケアができない、生活支援や身元保証はしたくない、しないなど、サポートの拒否を主張されることも少なくありません。

議員御提案の岡崎市の終活応援事業は、身寄りのない高齢者の終活について支援をするため、民間サービス情報の提供、死後事務登録制度を実施するものです。冊子を入手して見てみましたが、とても有益な情報が満載となっております。

本町の現状を申し上げます。

高齢者が困難な状況、状態になる前、地域包括支援センターでは高齢者なんでも相談として相談対応を行っております。また、終活に向けての講座なども開催しております。

議員御案内のとおり、意思表示を明確化するためのエンディングノートの作成や、信頼できる支援者の確保のための福祉関係者、司法書士や行政書士などの専門家への相談、必要に応じて身元保証人や後見人などをつける方法もあります。身寄りのない高齢者が認知症に備えて成年後見制度を利用することは、有効な手段の一つだといえます。

一方で、法的なことは難しく、ハードルが高いということであれば、地域包括支援センターや役場保険長寿課に御相談いただければと思います。

先頃、国、厚生労働省ですが、身寄りのない高齢者の相談支援についての方針を示されました。これは、身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けて、地域包括支援センタ

一が実施する包括的支援事業、総合相談支援事業で相談対応を行うことを明確化するというものです。きめ細かい地域ごとの課題に対応するため、地域包括支援センターが果たす役割を強化することとなります。

その中で、議員御紹介の官民連携型を通して各種サービスを提供する愛知県岡崎市、住民団体のネットワークを構築した取組は島根県出雲市、地域包括支援センター、ケアマネジャー主導型の取組は兵庫県朝来市が紹介されております。もちろん、これ以外の方策もあるかと思いますが、モデル的に例示されており、それぞれの自治体の実情により取り組んでいるのかと思われます。

本町は、来年度令和8年度から重層的支援体制整備を構築してまいります。どのスタイルがいいのか、どのような取り組み方がいいのか、本町のカラー、特色などを見据えつつ検討してまいりたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

丁寧な御答弁ありがとうございます。

ノットMCⅠの導入につきましては、先ほど認知症予防教室でもMCⅠ講座という形でやつておられるというようなことでしたが、これは、何回かやられたうちの何回かがそのMCⅠ講座だと思うんですけど、これはどういった先生によってその講座を開かれているかというのと、ちょっと内容が分かれば教えていただきたいです。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

今の御質問にお答えいたします。

まず、現状のMCⅠ講座は今年度2回行いまして、議員が御提案された通年でやっていくような仕組みではなくて、あくまでピンポイントでの講座となっております。

そこの場の先生は、のぞみの丘ホスピタルの先生で、専門家の医師で講演、講座をしていただいております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

MCⅠの講座という形で先生のほうからお話をあったと思うんですけど、私はその軽度認知障害と自分の自覚があるないに関わらず、どこまで自分が進んでいっているのか進んでいないのか、健康な状態なのかというのをまず認識した上で、そしてちょっと軽度認知障害の疑いがあるということであればこういった講座を受けて習得して、目に見える形で、一応私の今勧めたいと思っている講座は記憶力とか認識力、見識力とか、そういうのをチェックして調べて講座を受けて、1年たったときにそれがどれほど改善されているかというのを目で分かるような形になっているんですね。

せっかくいろいろな講座をやっても、自分が認知症のほうに進まずに普通の健康状態に戻っているのかというのを認識するということが大事じゃないかなと思ったので、このような今回提案させていただいたんですけど、ただ単にコグニサイズだったりいろんなフレイル予防だったりということで、認知症予防のための講座はいろいろやっていますけれども、自分が本当に認知症のほうに進んでいないか、健康なほうに戻れるのかというところをきちんと認識した上で研修を受けて改善していくということを個々の御本人が認識できるような形の講座をやっていただきたいなというのが私の思いなんですけど、いかがでしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大変ためになるというか、こちらも勉強になる御提案をいただきました。

現場のほうで、包括支援センター、これから任務強化していくという中でもいろんな講座は検討してまいりたいと思いますので、また議員の御提案を含みつつ検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

できればこういった形で一人一人が頑張れる、健康なほうにおられるように頑張れる形での講師の研修をお願いしたいと思います。

あと、次のユマニチュードのほうですけれども、これは認知症になった方に対するケア技法ということありますので、認知症の方と共に共生を目指すというのが私たちのこれから生きていく形だと思うんですけども、そういう中で、先ほど介護、認知症予防講座でも取り入れようかなというお話を思ったと思うんですけども、9月21日が認知症の日ということで、

世界アルツハイマーデーとなっているんですね。ですから、その前後などで活用していただい
て、できれば専門的なユマニチュードの認定インストラクターという方がお見えになるので、
そういった方をお招きして講演を行っていただいて、広く一般の方にも併せて周知していただ
けるといいかなと思っています。

そういった開催の方法もありますし、そうしたことでもうことを陽だまりカフェとか、ま
た小さな単位で個々に、先ほどの技法のようなやり方を進めていくというのを個々にお話しし
ながら皆さんに浸透させていくということで、御嵩町の町民の一人でも多くの方が笑顔で認知
症の方と共に生きていく、また認知症になった方も笑顔がつくれるような技法があるとい
うことでありますので、そういったものを取り入れて認知症になつても安心して暮らせる御嵩町
ということを目指していただきたいと思いますが、その9月21日が認知症の日というのを今初
めてお聞きになったかなというようなお顔をされたんですけど、この辺の前後でこういったこ
とを開催していただけるといいかと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

すみません、認知症の日を知りませんでした。今後は、気をつけてその日について何か啓発
ができればと思います。

また、ユマニチュードにつきましては、やはり最近新しい技法、介護のケアの手法の一つと
いうことで、これも我々の中であまり浸透していないということが一つ原因にありますので、
これからはそういった動画を見たりとか、私も動画を見て少し勉強しましたけれども、そうい
った中で少しづつ取り入れるところは取り入れていきたいと思いますし、また介護の現場のほ
うの答弁で申し上げましたように、生の声も聞いていきながら取り入れるならばそういった技
法もありますよという宣伝はさせていただきたいと思います。

[10番議員挙手]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

ありがとうございます。

一応、動画も見ていただいたということありますので、そういった理解をしていただける
方が一人でも増えていくことを願っております。

最後の3点目の終活支援事業につきましては、先ほどの岡崎市とか、いろんな例をたくさん
しっかり調べていただいてやつていただいているんですが、私もいろんな方とお会いする中で

結構見えるんですね、身内が近くにもいないしということで。最後、公正証書というんですかね、遺言のようなことを書かれた方も見えますけれども、遺言は誰それにお願いする、最後の後片づけをお願いするということなんですねけれども、ちょっとそれを私も言づかつたりしたんですけども、なかなかそれは自分ではちょっと難しいんじゃないかなというのを今ちょっと悩んでいるところでありますので、こういったことが事業として、町の事業として、特に死後事務ですね、死後、亡くなった後の事務処理とか身内がない方の直葬とか、また納骨とか家財の処分とか、役所の手続なんていうのが一番後々困ることでありますので、そういったことに対することを町内で、社会福祉協議会とか町で。

昨日ですかね、NHKか何かでも特集が組まれていましたけれども、NPO法人の活動についてニュースでやっていましたけれども、福岡市においてもやすらかパック事業というのがありますし、そういうのが死後した、亡くなった後のことが心配ということから生前に契約を結んで、その後の、亡くなった後の事務処理をしている。事務処理ということは家財の処分も含めてなんんですけど、そういうことをしていくという、事例としてやはりどこもかも皆さん悩みは一緒だと思いますので進めていけるところもありますので、そういった事例をまた学んでいただきながら、先ほどもおっしゃったように御嵩町にはどれが一番最適かということを当然考えて、今回、重層的支援体制を今回構築するに当たりまして、ちょうど時を得たようなお話を思うんですね。

今一番悩み、またそれを解決しなきやいけない時期だと思いますので、しっかり検討していくだけで、皆さん安心して暮らせるような御嵩町をつくり上げていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

民生部長に対する質問はこれで終わります。

大きく2点目の質問に入ります。

項目の質問の趣意書の提出には、私はTKBと書いたんですけど、これは訳してトイレ、キッチン、ベッドというふうに書かれておりますけれども、その整備などで避難所の環境改善を求めるという質問になります。

今般、令和元年に大庭台自治会団地で始めました災害時の安否確認のための無事ですタオルの代わりとなる無事ですごみ袋を町全体に普及していただき、ありがとうございました。

日本では、災害が起きたときに被災者は避難所で厳しい生活を強いられています。幸いにも命が助かったにもかかわらず、残念なことに災害関連死で亡くなる方が少なくないのが現状です。

自然災害が激甚化、頻発化する中、南海トラフ巨大地震への危機感も高まっています。

国は、発災から48時間以内に被災者が尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利があり、

苦痛を軽減するため、実行可能な手段を尽くさなければならないことを基本理念とするスフィア基準が満たされるよう自治体に必要な支援を行っていく考えを示しています。

スフィア基準は、被災者の尊厳ある生活を守るための理念や考え方とともに、衛生や生活環境について最低限満たすべき具体的な指標を示しています。例えば、1人1日当たり最低15リットルの水を確保、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3、プライバシーの確保などと記されており、避難所運営の目安として活用するものとなっています。

特に早急に整備が求められるのは、先ほど言いましたT K B、Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッドのことです。災害時、避難所となる体育館、公民館などを点検し整備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、町民お一人お一人の災害に対する意識の向上を図り、事前準備をしっかりとしていくことを周知していただき、町全体の災害意識の向上を目指したいと考えます。

災害は、いつどこで起きるか分かりません。平時からの備えが肝腎です。避難所の質の向上に対しどのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの大沢議員の避難所の環境改善に関する御質問にお答えいたします。

初めに、大庭台自治会自主防災会におかれましては、無事ですタオルでの安否確認の取組、そして10月12日のまるで縁日のような防災訓練など、防災について鋭意御活動いただき、自助・共助の先駆的で参考となるものであり、誠にありがとうございます。

さて、避難所の環境につきましては、被災により避難所で過ごすことになるのは突然であるがゆえに日常生活との違いが苦痛となり、ストレスにより体調を崩されることがあります。町としましても、日常にできる限り近い生活環境を整えることは、避難者の健康維持の観点からも重要課題であると認識しております。

能登半島地震を踏まえ、令和6年12月に内閣府から自治体向けの避難所に関する取組指針、ガイドラインの改訂が示され、避難生活における環境改善に向けた大きな転換期となっております。

あわせて、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度が創設され、町としましては令和6年度補正予算（第11号）で予算計上し、繰越しにより今年度、エアベッド、パーテイション、炊き出し資材、そしてトイレカーにもなる災害対応多機能車マルモビなどを購入いたしました。

現在の町のトイレ、キッチン、ベッドの状況と課題対応等でございます。

トイレの現在の備蓄状況は、下水道直結型トイレ、組み立て式トイレなど合計176基となっております。本町で最も被害が大きいと想定される南海トラフ地震では、避難者想定数は約1,000人となっており、スフィア基準を20人に1基の数的には満たしております。また、男女比1対3は設営段階において調整可能と考えております。

避難所のトイレは、設置の数に加え、衛生対策が重要と認識しております。マルモビには自動密封処理型トイレを付属しておりますが、株式会社トイファクトリー様と締結しましたマルモビパートナーシップ協定により、有事の際は協定締結のマルモビ所有自治体、団体あるいは民間企業等が相互貸与協力を図ることになっております。

キッチンについては、スフィア基準では食料安全保障と栄養として十分な食料を得る権利などが示されておりますが、政府では温かい食事という基準以上の実現に取り組んでおります本町の避難所のうち4地区公民館には調理室があり、有事の際も活用できると考えております。また、4地区公民館の防災倉庫には大型の炊き出しセットなどを備蓄しており、温かい食事の提供ができるよう備えております。

今後、想定を膨らませ、被災時の調理人の不足など運用面での課題を整理し、備えておく必要があると考えております。

ベッドの現在の備蓄状況は、エアベッド、段ボールベッドなど合計332台となっております。また、寝床として利用するエアマットを130枚備蓄しております。1,000人分の備蓄はあります。災害時応援協定により協定企業からの支援を予定しております。

今後、ベッド配置を含め、プライバシーに配慮した避難所のレイアウトを具体的に考え、実際に配置できるよう訓練も必要であると考えております。

最後に、避難所の質の向上についての町の見解でございます。

風潮として、避難所だから我慢しなくちゃいけないといった考え方や、被災者が生活の質を求めるところはぜいたくと思われることがあります。しかし、避難所において被災者が生活の質を求めるることは決してぜいたくなことではないとの考え方の下、被災時の体育館や公民館などの避難所運営を想定し、トイレ、キッチン、ベッドの整備も含め優先度を考えながら備えてまいります。

不足している備蓄を補う方策として、これまで民間企業などとの災害時応援協定の締結に努めてまいりました。今後も、災害時に支援を受けられる体制づくりに引き続き取り組んでまいりたいと存じます。また、防災リーダー会や町民の皆様との意見交換の機会を設けながら、よりよい避難所の在り方や必要物品を検討し、さらには実際に良好な避難所を運営できるよう訓練し備えておくなど、避難所の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

御答弁ありがとうございます。

今発表していただいたように、備蓄的にはかなり頑張っていただいているという状況だと思いますが、こういったものは町全体で分散して備蓄されているのか、一体どこに備蓄されているんでしょうか、教えてください。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

それぞれの地域で速やかに対応できるように、なるべく均等に分散して配置しております。

あとは、大きなものは防災倉庫とか、一括して備蓄している状況です。

[10番議員挙手]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

いつも私は御嵩小学校の体育館で訓練に参加しているんですけども、小学校には防災倉庫はありましたか。そこにいろいろ備蓄されておりますかね。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

特に小学校に防災倉庫、町の防災倉庫というものは設置していませんので、4地区公民館に分けておりまして、それが最寄りということですぐ対応できるようにしております。

[10番議員挙手]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

すぐ対応できるのかがちょっと心配だなと思うんですけども。要は訓練のときにいつも思うんですけど、その備蓄してあるものを出してきて訓練で使うというのがんまりやっていないかなと思うんですね。パーティションと段ボールベッドとかはやっているんですけども、ちょっと訓練の仕方をもう少し現実的なものに進めてというか、よくしていただくということは

考えたことはございますか。訓練の仕方についてです。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

まさにおっしゃるとおり、訓練の訓練ではいけませんので、先ほどもお答えしましたが、実際にその避難所にどれだけベッドとかパーティションが並べられるかとか、本当にこれはリアルにしていかないと今思っていますので、その辺のリアルな訓練を今後しっかり行っていきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

ありがとうございます。

本当にリアルな訓練をやっておかないと、実際のときにはなかなか戸惑うかなと思いますし、私もこのTKBと聞いたときに、私も自分自身が防災士として時々講師をやったりするんですけど、個々のトイレの対応と、携帯トイレとか、また1人テントに簡易トイレを設置してるようにお話しさせていただいたり、キッチンのところではこんろを使ってのパッククッキングというのを、講師をやったりしているんですけども、お一人お一人がそういう思いを持って、こんろを自分の家に備蓄してもらったり、トイレは自分のところは自分のところでやれるようになということで、お一人お一人がそういった意識を持ってもらって、自分の備蓄の中にTKBも入れていけるように進めていっていただけるといいのかなと思います。

本当に避難所の中でトイレと言われても、やっぱり本当に実際は大変かなと思いますので、マイトイレがあればいいかなというふうに思っておりますので、今後ともまたそういった方向でお話を進めていただけたらありがたいなと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

3点目の質問になります。

不審者警戒中の防犯プレートの配付についてお伺いいたします。

昨今、空き巣や家宅侵入、車上荒らしやタイヤの窃盗などの事件が頻発しています。少し前の話ですが、長久手市においては平成28年2月号の広報に折り込んで不審者警戒中の防犯プレートを配付していました。さらに、長久手市は令和7年度防犯用具購入補助金を設置し、屋外センサーライト、防犯砂利、自動車盗難防止用ナンバープレートねじ、自動車用タイヤロック、自動車用ハンドロックバーなど、上限1万6,000円の2分の1の補助制度を実施しています。

御嵩町におきましても、あまりの件数の多さに南山台西団地では防犯ポスターのプレートを

各戸に配付し掲示、団地入り口には防犯カメラも設置をされました。また、大庭台の一部や西田自治会や若宮自治会なども防犯プレートが提示をされていますが、長久手市のように御嵩町全体で犯罪防止のための不審者警戒中のプレートを作成し配付していただくことができないかお伺いいたします。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの大沢議員の不審者警戒中の防犯プレートの配付についての御質問にお答えいたします。

防犯につきましては、町民の皆様には日頃の自主的な児童・生徒登下校時の見守り、自治会での防犯灯の設置管理など、御理解、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

安全で住みよいまちづくりにとりまして、防犯はとても重要なことであると認識しております。また、自治会における防犯への取組は大変有効であると考えております。

さて、御質問の不審者警戒中の防犯プレートにつきましては、地域において多くの掲示があれば防犯意識が高いエリアということが強調され、不審者対策に一定の効果があると思います。よって、自治会自ら行う防犯の取組として防犯プレートを掲示される場合において支援したいと考えております。

今のところの考え方としては、実際に掲示される世帯数や枚数を把握、取りまとめいただき、隨時受け付けることとし、プレートにつきましては紙をラミネートしたもので自治会名を入れるなど、自治会オリジナルなデザインに対応したいと思います。町で紙の印刷、そしてラミネートフィルムと機器を用意し、自治会の方でラミネート作業を行っていただき共同で作成するのも手法の一つであり、防犯意識の向上がより図れるのではないかと考えております。来年度の早い時期までには自治会へ御案内できるよう、実施に向けて準備してまいります。

町の防犯の取組につきましては、今後も不審者情報を町民の皆様に速やかに伝達することや、職員による防犯パトロールを継続するなど引き続き努めてまいりますが、防犯力の向上には町民の皆様の御協力が必要です。地域ぐるみでの自主的な防犯活動、各御家庭での防犯対策、あるいは防犯情報アプリの活用など、一層の御理解御協力をお願いしたいと存じます。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

最後は温かいというか、きっちとした御答弁をありがとうございます。

私も大庭台で30枚ほど作ってみたんですけど、まだ欲しいという方のお声があったので、ちょっとときついなと思いましたので、うちの団地だけじゃなくてこういうことも町全体に広まっていけば、警戒している厳しい町だなということで、本当に御嵩町から犯罪が少なくなることを願って今回質問させていただきました。なかなかいい御答弁をいただきましてありがとうございます。

以上で私の、ちょっと終わり頃になって緊張していますけど、久しぶりの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで大沢まり子さん的一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

次の本会議は明日12月10日に再開いたします。御苦労さまでございました。

午後1時49分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 奥 村 悟